

ウガンダ

民主主義・人権・労働局

2006 年度版

2007 年 3 月 6 日

ウガンダは、政府を長年支配し続けるヨウェリ・ムセベニ大統領が率いる 2,640 万の人口を擁する共和国である。2 月 23 日の大統領及び議会選挙は概ね有権者の意思を反映したが、どちらも深刻な不正によってひどく傷つけられた。政府と神の抵抗軍（LRA）は同国北部での 20 年に渡る戦争を終結させるため 7 月に和平交渉を開始した。LRA と政府の停戦合意及び直接交渉は治安状況を改善させた。同交渉は年末時点で継続中である。12 月 16 日政府とこの反政府組織は 2007 年 2 月まで停戦を延長した。この年、カラモジャ地域で続く紛争が激化し、多くの死者を出し、数千人の市民が住む場所を追われた。文官当局は概ね治安部隊の実質的な支配権を維持したが、治安部隊の各部隊が政府当局とは別の行動を取ったという事例もあった。

政府の人権記録は依然として悪かった。いくつかの分野で改善が見られたが、深刻な問題が依然として存在した。すなわち、治安部隊による違法な殺害、失踪、治安部隊による被疑者への拷問及び虐待の行使、自警団の正義、刑務所の苛酷な環境、公職者の刑事免責、恣意的な逮捕、審理前の長期的で隔離された拘留、公正な裁判を受ける権利と言論・報道・結社の自由に関する制限、宗教の自由の制限、国内避難民（IDP）の虐待、野党に関する制限、選挙をめぐる暴力と不正、政府の汚職、女性に対する暴力及び差別、女性器切除（FGM）、子どもへの暴力及び虐待（特に性的虐待）、人身売買、障害者に対する暴力及び差別、強制労働（子供を含む）、児童就労などである。

この年、軍が LRA を南部スーダンおよびコンゴ民主共和国（DRC）に追いやったため、北部での LRA による暴力は著しく減少した。同戦争が最も激しかった時期にジョゼフ・コニー率いる LRA は、拉致、レイプ、一般市民の殺害など、深刻な虐待及び残虐行為を行った。LRA は子どもたちを兵士として利用し、子どもやその他の者をまるで奴隷のような環境に置き、監禁した女性に対してレイプ及び別の形の苛酷な性的搾取を行った。「夜の通学者」として知られている何千人もの子どもたちが、LRA による拉致を避け、貧困及び家庭内暴力などの社会制度的な問題を回避するために、毎晩紛争地域や IDP キャンプから中心市街地に通った。しかしその数は地域の治安が改善したことにより年間を通じて大幅に減少した。

政府はこの 1 年、人権を改善するための対策を講じた。ウガンダ人民防衛軍（UPDF）は職業化を継続して進め、人権の尊重に関して著しい改善を見せた。政府は主要な刑務所の環境を改善し、労働組合を形成する際の厄介な要件を削除し職場環境を改善するための包括的な労働法を可決した。

人権の尊重

第1部 あるがままの個人の尊重（以下の項目からの解放）

a. 恣意的または違法な生命の剥奪

政府または政府職員は政治的な動機に基づくいかなる殺害も行わなかったが、治安部隊がこの年数多くの違法な殺害を行い、拷問死に関与した。

8月20日、アルア県の特種警察の巡査たちがディスコで発砲し、小学生の Pater Alida と Kennedy Amaru を殺害した。メディアは、地域準郡長代理の Amos O'Bani が、同地域のナイトクラブを禁止する条例に違反したダンサーに向け発砲する命令を警察に出したと報道した。その後 Osua Biazio、Tom Candia、David Ezaruku の巡査らが殺人罪で逮捕された。年末時点で裁判は係属中であった。

UPDF の兵士が殺人に関与した。5月9日、カセセ県に駐留する UPDF の兵士 Ekemu Ocen と Odong Chamali が Kiteso 村で市民4名と武装兵3名を殺害した。5月24日 Ocen と Chamali は、DRC への逃亡を試みていた最中に逮捕された。5月31日にカセセで開廷された軍法会議では審問が始まり、そこでこの2名の兵士は殺人罪に問われた。8月31日軍法会議は Ocen に殺人罪を宣告し、死刑を言い渡した。2件の強盗で起訴された Chamali に対する裁判は年末時点で係属中であった。

6月2日、グル県の Pabwo 派遣部隊の UPDF 兵士たちが Wilfred Kinyera と Joel Oryem を逮捕した後、殺害した。8月 Kinyera の兄弟 Michael Abonga は、Kinyera と Oryem を殺害した容疑で3名の兵士をウガンダ人権委員会（UHRC）裁判所に告訴した。UPDF は3名の被疑者を逮捕し、彼らに対する裁判が年末時点で第4管区軍法会議にて係属中であった。

5月24日、グル県の UPDF 兵士たちが Awach IDP キャンプの Dola と身元が判明した市民を殺害した。UPDF は、Dola が麻薬中毒者で、衛兵に身分を明かすことなく夜間にキャンプに進入しようとしたところを殺されたと主張した。その後いかなる措置も年末までに取られなかった。

この年、第5管区軍法会議はキトゥグム県の LDU 民兵組織のメンバー Alex Okullo を2005年の市民2名に対する殺人罪で起訴した。Okullo は保釈されたが、彼の裁判はグルの高等裁判所に移され、年末時点で係属中であった。

2005年第4管区軍法会議は2005年3月31日の高校生 Francis Ocaya Okot に対する殺人罪で UPDF の兵卒 Tony Eremo を有罪とした。Eremo は第4管区軍法会議によって起

訴され、故殺罪で有罪となった。Eremo の裁判は控訴により高等裁判所へと移された。同裁判は年末時点で係属中であった。2005 年 8 月 UPDF の兵卒 Lazarus Avil Kwasigwee と Johnson Asiimwe が強盗を試みたとされるその最中に実業家 Sam Abol を殺害した。第 5 管区軍法会議はこの 2 名の兵士たちを強盗罪でのみ有罪にしており、彼らは年末時点でリラ刑務所に服役中であった。

1 月 2 日グルの第 4 管区軍法会議は、2005 年 12 月のグル県 Lalogi IDP キャンプの 18 歳 Ojok Ojara に対する殺人罪で UPDF の兵卒 Joel Lubangakene に死刑を宣告した。Lubangakene は年末時点で依然として収監されている。2005 年 12 月 Ojara 殺害に対する抗議中に殺害された市民 7 名の事件に関する進展は何もなかった。

2005 年 6 月に Zacharia Ocitia を殴って殺害した特殊警察の巡査 Joel Adrama と Dickson Anguyo は年末時点で審理を待っていた。

2005 年 8 月の治安部隊による犯罪者取り締まり中の強盗容疑者 Edson Sajabi、Charles Mworozzi、Benon Kankirihoby の殺害に関する進展は何もなかった。

この年、治安部隊が検挙中に殺人を行った。例えば、4 月 24 日ムバララの警察が、ムバララ・マサカ・ハイウェー沿いの Nyamityobora の森で違法な道路封鎖を行った武装強盗の容疑者 2 名を殺害した。年末までにこの事件に関する逮捕は行われなかった。

4 月 16 日 Wandegaya 警察署の巡査 Joseph Mugenyi と Muwanguwa Matayo は、4 月 15 日に Mulago の麻薬密売の容疑者を殺害したとして逮捕された。公訴局の捜査の結果 Mugenyi の容疑が晴れた後、公訴局長官 (DPP) は彼に対する起訴を取り下げた。Matayo は当初逮捕直後に釈放されていたが、DPP の捜査から殺人罪での彼の再逮捕が勧告された。Matayo は年末時点で逃亡中であった。

治安部隊が拘留中の（一部は拷問による）死に関与した。ヒューマン・ライツ・ウォッチ (HRW) の報告によると、4 月に民主同盟軍 (ADF) の反逆者たちとの関係性を疑われ逮捕された Abdu Semugenyi は、5 月 4 日カンパラ郊外の Kololo にある軍の拘留施設で拷問を受け亡くなった。UPDF は Semugenyi が拷問されたことを否定し、さらに彼が看守の手を逃れ行方不明であると述べた。

8 月 5 日カンパラの警察は、死者 2 名と負傷者数名が出た 7 月 31 日の爆弾テロへの関与を Masensio Edema が自白した後に彼を殺害した。8 月 23 日警察は、Edema が警察の留置場を逃げ出そうとしているところを殺されたと語った。

2005 年 1 月 Noah Katungi を留置場の中で殺害したとして起訴された警察官 Stephen Kasiba、Hannington Opio、Julius Oboch の裁判は年末時点で係属中であった。

注目度の高い殺人の主要な容疑者 John Atwine の 2005 年 9 月の死亡原因に関する捜査は年末時点で継続中であった。

暴徒によるリンチを防ごうとした警察の企てによって複数の死者が出た(第 2 部 b 項参照)。

この年、治安部隊が偶発的な殺害を犯した(第 1 部 g 項参照)。

ブンシア県の警察によって 2005 年 2 月に殺された Abdallah Mumiro についての進展は全くなかった。

この年、治安部隊はカラモジャ地域での対 LRA 作戦及び武装解除キャンペーン中に数多くの市民を殺害した。民兵部隊も殺害に関与した(第 1 部 g 参照)。

LRA の攻撃がこの 1 年の間継続して行われ、死者が出た(第 1 部 g 項参照)。

この年カラモジャの武装した牛泥棒による襲撃が続き、死者が出た(第 1 部 g 項参照)。

反政府勢力の人民救済軍(PRA)によって実行されたとされる 7 月 31 日のカンパラでの爆弾テロを含む反政府及びテロ集団による虐殺行為により死傷者が出た(第 1 部 g 項参照)。

北部での戦争とカラモジャでの暴力によって民族間の暴力を原因とするかなりの数の死者が出た(第 5 部参照)。

自警団の正義に関する事件がこの年頻繁に報告された。暴徒が罪を犯した容疑者に殴打、投石、火をつけるなどして死に至らしめるような数多くの事例があった。3 月 5 日リラ県 Amuca 教区 Te Okole の住人が強盗 4 名をリンチにより殺害した。年末までに逮捕は行われなかった。

5 月 3 日マサカ県 Ndongwe 村の住人が 5 月 2 日に殺された住人 Godfrey Kalanzi の死を癒そうとしていた伝統的な心霊療法家 Herman Katende をリンチにより殺害した。年末までに逮捕は行われなかった。

6 月 22 日カンパラ県の治安判事裁判所は、2005 年に窃盗容疑者を殺害した罪に問われている実業家 2 名を高等裁判所での審理に委ねた。被疑者たちは年末時点で審理を待っていた。

以下の 2005 年の暴徒による殺害についての進展はなかった。1 月のリラ県のレイプ容疑者殺害、5 月のムコノ県の人食い容疑者殺害、6 月のカンパラの窃盗犯殺害である。

この年、子どもの儀礼的殺害の報道があった(第 5 部参照)。

b. 失踪

5 月 22 日、野党民主変革フォーラム（FDC）の党员 Robert Mugenyi がカンパラ県 Kiwatule の自宅から失踪した。警察は捜査を開始したが、Mugenyi の行方は依然として年末時点で分からなかった。

2005 年 3 月に逮捕されたグル県の UPDF 兵士 Otim Orach の消息がわからなかった。伝えられる所では Orach はムセベニ大統領の与党国民抵抗運動（NRM）への忠誠を誓うまで釈放させないと言われた。UPDF は Orach または報道された事件について全く知らないと言った。

2005 年 5 月、警察は軍服を着た武装した男 6 名によって誘拐された Geoffrey Mwebase とその他 2 名を救出した。容疑者たちは誘拐罪で起訴され、年末時点でマシンディ県の Simba 刑務所に依然として再拘留されていた。

2005 年 11 月に野党党首キザ・ベンゲとともに反逆罪で起訴された後、Luzira 刑務所から移送され別の刑務所に隔離拘禁されている Achikulo Abuko、Amir Yahaya、Kesia Yasin、Zacharia Obba の弁護団がこの年依頼人たちと面会した。

7 月、軍事情報部（CMI）によって 2004 年に逮捕された野党ウガンダ人民会議の党员 10 名のうちの 6 名が保釈された。残りの 4 名は 2005 年に起訴されることなく釈放された。

2004 年の James Kashaia 失踪事件に関する進展はなかった。

2003 年以来 UPDF によって隔離拘禁されていた Robert Ruteinama 大尉が年末に釈放された。

国連児童基金（UNICEF）によると、LRA 及びその他の反政府グループが 1986 年以降約 3 万 8,000 人を拉致してきたが、UPDF が北部から LRA の指導部を追い出した翌年、LRA による拉致は減少した。推定 205 人が 1 月以降に拉致された。過去数年と異なり、拉致は事実上概ね一時的なものであり、拉致被害者は LRA の戦闘員としてよりも物資の運搬人として頻繁に利用された。しかし、一部の拉致被害者は引き続きゲリラ兵としての訓練を受けた（第 1 部 g 項参照）。過去数年間の犠牲者はほとんどが子どもや若年成人であり、LRA は彼らに作業員、兵士、衛兵、性的奴隷といった奴隷的身分を強要した（第 1 部 g 項及び第 5 部参照）。

c. 拷問及びその他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける扱いまたは刑罰

憲法及び法律はこのような行為を禁止しているが、治安部隊が容疑者を拷問、殴打したと

いう信憑性の高い報道があった。拘留者が拷問を受け亡くなった。これらの事件の多くは無登録の拘留施設で発生し、自白の強要が目的であった。この1年にUHRCは拷問に関する告訴をおよそ246件受理した。UHRCとその他の人権機関は1年を通じて警察及び軍に対する人権トレーニングを行った。

2005年5月、国連拷問禁止委員会(UNCAT)は、この国で相次ぐ拷問に関する申立と加害者への露骨な刑事免責に対する懸念を表明した。HRW及び人権イニシアチブ財団(FHRI)などの人権機関による報告書は、治安部隊によって過去数年間に行われたむち打ち、激しい殴打、性器への傷害・苦痛を与える行為などの拷問の事例を挙げた。拷問に関与した治安部隊には、警察、UPDF、CMI、凶悪犯罪取締部隊(VCCU)があり、こうした拷問によって死に至る場合もあった(第1部a項参照)。

5月4日ADFの反逆者らとの関係性を疑われ4月に逮捕されたAbdu Semugenyiが拷問中に負った傷により亡くなった(第1部a項参照)。

1月8日にグル県のLawiye Adul派遣部隊に配属されていたGilbert Odong軍曹が火のついたジェリー缶を使ってPatricia Atimの胸に傷を負わせた。年末までにOdongに対する措置は取られなかった。

2月10日、アジュマニ県Nzaipiにある検問所のUPDF兵士12名がJuma Muwongeを殴り意識不明にさせた。Muwongeは治療のためLacor病院に搬送された。年末までに逮捕は行われなかった。

UHRCによる6月の報告書は、カラモジョンが住む地域での武装解除の継続実施中に軍が彼らへの拷問行為に関与したことを示した(第1部g項参照)。

8月13日アルア県の警察が警備行動中にこの国の元対DRC特使Joram Ajeani博士を殴打した。Ajeaniはアルア町のナイトクラブ・パラダイスの捜査において逮捕された若者たちをかばおうとしていたと主張した。9月24日Ajeaniは拷問を行った警察に対して訴訟を起こした。公判は年末時点で係属中であった。

人権団体は、この年、治安部隊及び刑務所職員が拘留施設で人々をレイプしたと報告した。UPDFの兵士が特に紛争地域及びIDPキャンプの中や近くで人々をレイプしたとの報道があった(第1部g項参照)。

治安部隊が反政府活動家及び学生のデモ参加者に嫌がらせや拘留を行い、強制的に解散させた(第1部d項及び第2部b項参照)。

UHRC裁判所は過去数年間に受理した拷問に関する訴訟44件の判決を下した。3月14日UHRCの地方裁判所は父親Gabriel Byaruhangaへの違法な逮捕及び拷問死に対する賠償

として Leo Busoke への約 1 万 1,891 ドル (2,200 万シリング) の支払いを認める判決を下した。2003 年 Byaruhanga は ADF の協力者であると告発され逮捕された。7 月 10 日 UHRC 裁判所は、2003 年にカセセ県の拘置所で看守たちから拷問を受けたことに対する賠償として Paul Kalyambwa への約 2 万 1,622 ドル (4,000 万シリング) の支払いを認める判決を下した。

8 月法務・憲法問題省は、政府が 470 人に対しておよそ 1,405 万 4,000 ドル (260 億シリング) を支払ってきたが、その他の拷問被害者に対する賠償としておよそ 3,243 万 2,000 ドル (600 億シリング) の支払い義務があると発表した。

UPDF の兵卒 William Bisogo の 2005 年 4 月の事件 (彼は拷問罪で逮捕された) に関する進展はなかった。

ルワンダ政府のスパイとして起訴され、CMI の拘置所に拘留されている間拷問を受けていたと主張している UPDF 兵士 John Barigye Bakirahi と Peter Agom の軍法会議は 2005 年 5 月に開始され、年末時点においても係属中であった。

この年、LRA に対する治安部隊の作戦行動により、一般市民が死傷し住む場所を追われることになった (第 1 部 g 項参照)。

LRA は依然として市民、主に子どもへの殺人、拷問、性的虐待、誘拐など数多くの残虐行為を犯した。しかしこれらの虐待はこの年 LRA の指導部が国外に移るにつれて減少した (第 1 部 g 項参照)。

窃盗の容疑者やその他の罪を犯したことが判明したり疑われる者を暴徒が攻撃するという数多くの事例があった (第 1 部 a 項参照)。形式的な司法制度への不信または誤解が一部ではその動機付けとなって、これらの暴徒らは殴打やリンチ、そのほかの虐待に関与した。

刑務所及び拘置所の環境

刑務所の環境は、主として政府による刑務所施設への不十分な資金拠出の結果、依然として厳しく、頻繁に生命を脅かすものであった。さらに治安部隊及び警備員たちが囚人を拷問しているという報道もいくつかあった。

刑務所の環境は、カンパラでは国際標準に限りなく近づいて来ており、医療、水道及び衛生設備が提供されたが、それらの刑務所の収容状況は超満員状態であった。この国の中央の刑務所には推定 1 万 8,300 人の受刑者が服役し、その数は収容定員のおよそ 3 倍であった。深刻な過密状態が少年拘置施設及び刑務所の女子棟でも問題となった。カンパラの少年院では定員 45 名のところに 94 名の子供たちが収容された。定員 30 名の一時収容施設には、12 歳未満の子供 62 名が収容された。社会奉仕法は、軽犯罪者に対して投獄の代わ

りに社会奉仕活動をさせることを可能にすることによって刑務所の過密状態の緩和を目指した。その結果この年 1,340 名の犯罪者が社会奉仕の刑を宣告された。UHRC はこの年、中央の刑務所の環境が、建物の衛生及び構造的安全性の高まり、受刑者の制服の増加、十分な食料供給などにより改善したと言及した。法律は家族による受刑者との面会を定めているが、同権利についての認知度不足と刑務所当局への恐れから家族の面会は多くの場合限定的であった。

地方の刑務所には推定 7,000 人の受刑者がいた。深刻な懸案事項は、拷問事件、過密、不十分な人員、食糧・水・医療・寝具の不足などであった。また地方の刑務所からは強制労働の報告もあった。この年、治安部隊及び刑務所の職員が拘留者をレイプしたという報道があった。

UHRC は、刑務所の看守が面会を許可する際に賄賂を要求しているという疑惑について報告したが、この年これらの疑惑に関する捜査は全く行われなかった。2005 年政府は、犯罪容疑のある受刑者及び刑務所職員を裁判にかけするために上級刑務所職員 59 名に対して治安判事の権限を与えた。この年裁判にかけられた刑務所職員は 1 人もいなかった。

ほとんどの刑務所の受刑者はトウモロコシやキビ、野菜を育てたが、UHRC は受刑者に超過労働をさせていた刑務所農場を告発した。また 12 歳ほどの受刑者が夜明けから夕暮れまで肉体労働させられた（第 6 部 c 項参照）。

刑務所は、過密、栄養不良、不衛生な環境により広がる疾病、HIV／エイズ、医療の不足が原因で高い死亡率になっていると考えられた。3 月 20 日 Bupadhengo 中等学校の生徒 David Isabirye がカムリ県の刑務所の独房で亡くなっているのが発見された。死亡原因は定かでなく、それ以後いかなる措置も取られなかった。5 月 10 日リラ県の刑務所で複数の受刑者が刑務所当局の職務怠慢により亡くなった。また別の 3 名は HIV／エイズに関係する病気により亡くなった。刑務所局は 1 月から 6 月までの間にマラリア、結核、HIV／エイズが原因で亡くなった 150 名の記録を行った。

中央の刑務所にいる女性受刑者は（男性とは）別の施設に収容されたが、依然として環境は悪かった。地方の刑務所の女性受刑者用のサービス及び施設（独房を含む）は不足していた。

少年院のスペース不足により、青少年がしばしば大人と一緒に刑務所に収容された。カンパラの刑務所では審理前拘留者は即決囚と離されたが、この国の残りの地域では審理前拘留者と即決囚と一緒に収監される場合もあった。

5 月 3 日に議会は、刑務所局を内務省から分離し、同局に独自の予算を与える刑務所法案（2003 年）を可決した。同法案は、中央の刑務所局に対して最も厳しい環境にある地方の刑務所の責任を負わせ、刑務所の査察と受刑者の処遇に関する最低基準の遵守を規定し、

刑務所内での体罰を廃止させ、人権活動家、治安判事、裁判官が刑務所に自由に出入りをすることを許可した。

この年、政府は赤十字国際委員会（ICRC）、他国の外交官、地元の非政府組織（NGO）、主として FHRI とウガンダ囚人救済財団による刑務所への立ち入りを許可した。UHRC はこの年中央政府及び地方自治体の刑務所と警察の留置場を含む 136 箇所の拘留施設を訪問した。刑務所当局は、場合によって事務が遅れる原因にもなっている面会の事前通告手続きを義務付けた。

d. 恣意的な逮捕または拘留

憲法及び法律はそうした行為を禁止しているが、治安部隊の隊員がこの年、一般市民を恣意的に逮捕、拘留した。

警察と治安機構の役割

内務省管轄の警察はこの国の法の執行と秩序の維持に関して第一義的な責任を負っている。UPDF は、主要な治安部隊であり、この国の北部での秩序維持に関する部分的な責務を負っており、反政府勢力の攻撃から一般市民である IDP を守るために同地域に配備された。大統領直属の国内治安機構（ISO）は、国内の諜報活動機関である。ISO の隊員が市民を拘留することもあった。また対外保安機構（ESO）も同様に大統領直属であり、情報収集と時に市民の拘留も行った。UPDF 配下の CMI は、反政府活動及びテロ活動容疑のある市民を拘留した。LDU は LRA の攻撃から市民を守るという政府の取り組みを補強した。場合により LDU も攻撃的な軍事作戦に参加し、さらに警察的機能も発揮した。

治安部隊は、低報酬と車両、装備及び訓練の不足など限られた資源のため引き続きその活動が制限された。警察は数多くの虐待を行っており、その刑事上の免責が問題となった。この年、警察官が贈収賄の罪に問われ、警察の人事担当責任者が、賄賂を受けたために解雇または免職させられた警官は 49 名であったと発表した。UHRC や ICRC 及び国連人権高等弁務官事務所（UNOHCHR）のような国際機関と連携して、UPDF 及び警察が国際的に認知された人権基準を軍の将校に学ばせるための訓練プログラムを引き続き実施した。さらに警察、UPDF、刑務所局が、彼らの訓練プログラムの中で人権マニュアルを使用した。UPDF は兵士と一般市民の関係を改善しようと努めた。警察人権デスクはこの年警察による虐待の調査を行い、以下のような申立があったと発表した。事件書類の不適切な管理（205 件）、拷問及び嫌がらせ（46 件）、違法な逮捕及び拘留（34 件）、職権濫用（30 件）、規則に反したまたは品位を傷つける行為（30 件）、汚職（20 件）、民事事件への過度な介入（8 件）、セクシャル・ハラスメント（3 件）である。これらのうち 176 件がこの年調査された。

逮捕及び拘留

法律は、逮捕を行う前の裁判官または検事による捜査令状の発行を義務付けているが、実際のところ被疑者はしばしば令状なしで拘留された。規定では逮捕後 48 時間以内に被疑者は起訴されなければならないとされているが、多くの者が起訴されずにこれよりも長く拘留された。被疑者は 120 日以内（死刑に相当する犯罪の場合は 360 日以内）に裁判にかけられるか保釈されなければならないが、この期限より前に裁判所に訴訟が提起された場合には審理前拘留の期間制限はなくなる。拘留者は拘留の理由を直ちに知らされなければならないが、実際のところ当局が常にこれらの手続保障を行ったわけではなかった。法律は、裁判官の裁量による保釈を定めているが、実際には概ね認められなかった。

被疑者は弁護士と面会しなければならないが、家族の面会を保証する規定はなかった。法律により貧しい被疑者には弁護士が提供されることになっているが、政府の財政的制約から実際には実施されなかった。この年、隔離拘禁が問題となった。

反テロ法は、被疑者を起訴することなく 48 時間以上拘留することを可能にし、また「誰かの死に直結する」テロ行為で有罪となった者は死刑を宣告されるものとする明示している。2005 年 UPDF の高等軍法会議は、野党 FDC 党首キザ・ベシゲとその他 22 名の FDC 党員を彼らが PRA のメンバーであるという容疑をもとにテロ及び違法な武器の所持により起訴した。同時に 23 名の被疑者たちは、高等裁判所において同様の反逆罪に問われた。ベシゲと共同被告人 5 名は、軍法会議が 2 つの法廷で同様の罪状についての刑事訴訟を被疑者たちに受けさせていることが憲法違反であると主張し憲法裁判所に上訴した。さらにこの申立は、軍法会議が高等裁判所より下位の裁判所に当たるので、同会議が被疑者らを起訴することは越権行為であると主張した。1 月 31 日憲法裁判所は被告人の 1 つ目の主張を認める判決を下したが、2 つ目の主張に対する判断を示さなかった。その後、被告人らはこの裁判所の権限の未解決問題についての裁判所判断を明確にするために最高裁判所に上訴した。最高裁判所は、年末までに同上訴に関する判決を下さなかった。

2 月 14 日、軍法会議はベシゲに対する起訴を取り下げたが、憲法裁判所の判決を受け入れず、残りの 22 名の被疑者に対する訴訟の審問を続行した。6 月 2 日軍法会議は被疑者全員のテロ罪を取り下げたが、小火器不法所持での起訴を維持した。被疑者らは 7 月 10 日出廷し、年末時点で依然として獄中にいた。

この年、治安部隊が政治活動家を恣意的に逮捕した。2 月 21 日カンパラの警察の犯罪捜査局（CID）がベシゲの弁護士の 1 人 Yusuf Nsibambi を暴力扇動容疑で短期間拘留した。2 月 10 日 Nsibambi が、カンパラの FDC の事務所で記者会見を行っている最中に、警察の出頭命令を無視し逮捕に抵抗するよう FDC の支持者たちに語ったと報道された。彼は同日釈放された。

3 月 16 日ムバララの治安部隊は UPDF の兵卒 Alan Barigye を逃亡罪で逮捕、拘留した。3 月 15 日 Barigye は大統領選挙についてのベシゲの申立を支持する宣誓供述書に署名し

ていた。Barigye は年末時点で依然として CMI の留置場の中にいた。

警察はこの年ジャーナリストを逮捕した（第 2 部 a 項参照）。

1 月 9 日にカンパラの警察は「終身大統領に対する民衆の抵抗」の全国調整役 Muwanga Kivumbi が 2005 年 12 月ソロティの野党民主党の集会で行った扇動的な発言に対して彼を尋問した後、保釈した。Kivumbi はムセベニ大統領を嘘つき及び詐欺師呼ばわりしたとされた。年末時点で裁判は係属中であった。

2 月 4 日、キザ・ベシゲの選挙運動のアルア県における元動員役で、2005 年 2 月以来拘留されていた Joseph Agupio が釈放された。

2005 年 3 月にグル県の UPDF の兵士たちによって逮捕された Otim Orach の行方は、年末時点で依然として不明であった（第 1 部 b 項参照）。

1 月 3 日裁判所は、グル県 Pabbo 準郡の地方自治体の元議長 Alfred Bongomin を 2002 年に殺害したとされていた国会議員 Ronald Reagan Okumu 及び Michael Ocula と Stephen Otim を無罪とした。この 3 名は 2005 年 3 月と 4 月に逮捕された。

8 月 25 日、2005 年 3 月に野党の T シャツを着ていたとして逮捕された Christopher Turyarugayo が法廷に姿を現した。2005 年 4 月に Turyarugayo は PRA のメンバーであるとして告発され、反逆罪で起訴され、その後保釈された。年末までにこの裁判に関するその後の進展はなかった。

3 月 7 日高等裁判所は、野党 FDC 党首キザ・ベシゲの 1997 年に発生したレイプ容疑に対する無罪判決を下した。3 月 20 日政府は高裁の判決を不服として最高裁に上訴した。この上訴は年末時点で係属中であった。

警察の犯罪者一掃期間中の大量逮捕が依然として問題となった。7 月 19 日ムベンデ県の警察は同地域の住民による告発があったことから、110 名の犯罪容疑者を逮捕した。8 月 6 日、2 つの異なる作戦においてイガンガ県の警察が強盗及び売春の容疑者 142 名を逮捕した。

刑務所当局は 2005 年に大量逮捕され、刑務所に収監されていた者が年末までに 1 人もいなくなったと発表した。

この年 UHRC は、恣意的に逮捕されたと主張する人々からの 144 件の告訴を受理した。UHRC 裁判所は 25 件の告訴が恣意的な逮捕に当たることを確認し、賠償金の支払いを命じる判決を下したが、政府はこの年支払いを行わなかった。

政治的な拘留者に関する報告があり、また政府が引き続き人々を反逆罪で逮捕した。FDCはこの年政治的な理由からおよそ 29 名の支持者が逮捕されたと主張した。2005 年に ICRC はこの国の安全保障を損なった罪で拘留されている約 200 名を登録した。政府は国際的な人道的活動組織が政治的拘留者に面会することを許可した。

政府は反逆罪に基づく逮捕を引き続き行った。反逆罪の容疑者たちは、起訴なしの拘留、無登録及び非公式の場所での拘留、拷問を含む加虐行為など、数多くの虐待の対象となった（第 1 部 c 項参照）。この年刑務所局は、審理前の反逆罪の被疑者 38 名と反逆罪の有罪判決を受けた受刑者 5 名を拘禁した。

3 月 20 日カンパラの裁判所は反逆罪の被疑者 Emmanuel Turyahikayo を保釈した。Turyahikayo は 2005 年 3 月に逮捕された。

5 月 24 日カンパラの裁判所は Azia Turigye、Hassan Isigoma、Bashir Mustafa を反逆罪で起訴し、Luzira 刑務所に再拘留した。検察側は、被疑者らがブギリ、ムバララ、ブンディブギョ、カセセ、Mbrarara の各県で 2004 年 1 月以降 ADF の反逆者たちに機密情報を提供することによって政権を転覆させようと企んだと主張した。

6 月 22 日カンパラの裁判所はそれまで 3 週間拘留されていた反逆罪の被疑者 Patrick Ssentongo を保釈した。

1 月 2 日、野党党首キザ・ベシゲが保釈された。2004 年にベシゲとともに逮捕されたその他 22 名の被疑者は依然として獄中にいた。2005 年 11 月に当局はベシゲとその他 22 名を PRA メンバーであるとして反逆罪で起訴した。高等裁判所はベシゲを含む被告人のうち 15 名の保釈を認めたが、軍が強制的に彼ら全員を引き続き刑務所に拘禁した。2 月 15 日高裁は、2005 年 11 月に許可した保釈は依然として有効であるので PRA とされる残りの被疑者を保釈するよう命じた。しかし刑務所当局は高裁（の命令）を無視して被疑者らを再逮捕した。2005 年に司法長官がベシゲに対する保釈許可の決定を不服として憲法裁判所に上訴した。9 月 25 日、憲法裁判所は管轄の裁判所が保釈を許可するかしないかの裁量権を有しているという判決を下し、ベシゲの保釈を支持した。

4 月 4 日ベシゲを含む被疑者の反逆罪裁判が始まった。5 月 15 日に被告側の弁護団が保釈許可を受けた後も 22 名の PRA とされる被疑者が引き続き拘留されていることは違憲であるとした訴状を提出したことを受け、5 月 18 日に裁判は中断した。10 月 17 日憲法裁判所は、元反逆者たちが同裁判の中で被告人たちに不利な証言をすることは自由であるとの判決を下した。

6 月 1 日当局は Patrick Ochola、Johnson Otim、Sula Serumbi を釈放した。政権転覆を謀った容疑で 2004 年に逮捕されたこの 3 名は、未登録の政党、市民複数政党制民主主義の党员であった。

2005 年 8 月、高等裁判所は PRA に協力したとして反逆罪で起訴された 12 名の保釈を認めた。被疑者らは 2003 年以来拘留されていた。同訴訟に関するその後の進展はなかった。

法律及び人権に関する諸団体は、このように長期にわたる審理前拘留が、憲法で保障されている拘留者の権利を侵害しているとともに、刑務所の超過密の実質的な原因にもなっていると、多くの事例で数年にもなる審理前拘留の行き過ぎた長さを批判した（第 1 部 c 項参照）。審理前拘留の平均期間は 2～3 年であったが、7 年に及ぶものもあった。刑務所局はこの年拘留されていた 1 万 9,317 名の収容者のうち 1 万 933 名が審理前拘留者であったと発表した。UHRC は拘留期間について異議を申し立てようと拘留者たちが起こしたいくつかの訴訟を耳にした。

人権団体は市民が軍の兵舎や隠れ家として知られる無登録の拘留施設に拘禁されていると報告した。CMI が警察署やいわゆる隠れ家に拘留者を隔離拘禁しておくよう命じたという信憑性の高い疑惑があった。

この年 NGO は VCCU による違法な拘留についての疑惑の報告を行った。タブロイド紙レッドペッパーの 6 月の記事は、2005 年 7 月に逮捕されて以来 VCCU 本部に拘留されている 5 名の男性が違法な逮捕であるとして警察長官を訴えたと報じている。検事当局は同訴訟に関する記録がないと述べた。

恩赦

政府は 2000 年以降、LRA の反逆者やその他の反政府グループのメンバーに脱会及び投降を促す手段として反逆罪の元戦闘員に包括的恩赦を与えてきた。7 月恩赦委員会は 2000 年の実施以降、2 万 1,435 人が恩赦法の恩恵を受けたと発表した。そのうち 1 万 1,981 名が LRA、4,265 名が西ナイル岸戦線、3,111 名がウガンダ国民救済戦線 II、1,795 名が ADF、766 名がその他の反政府組織に所属していた。

e. 公正で公開された裁判の否定

憲法及び法律は司法制度の独立性を定めており、実際政府も概ねこの規定を尊重したが、大統領には裁判官の任命に関する広範な法的権限がある。大統領は国会承認を得て、最高裁判所、高等裁判所、控訴裁判所の裁判官を任命する。大統領はさらに国会の承認を得るために、任命裁判官の推薦を行う法務委員会のメンバーも指名する。裁判所はこの年、注目を集めたいいくつかの訴訟で政府に不利な判決を下したが、司法界の汚職は頻繁に発生する問題であった。下級裁判所は依然として人員が不足しており、権限も弱く、非効率的であった。

最も権威のある裁判所が最高裁判所であり、その後に、憲法裁判所としての機能も兼ね備

えた控訴裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所、地方自治体（LC）準郡裁判所、LC 教区裁判所、LC 村裁判所と続く。

この年憲法裁判所は、2 月 23 日の大統領選へのキザ・ベシゲの立候補を無効にするよう求めた司法長官の訴状を棄却した 2 月 17 日の判決を含むいくつかの訴訟で政府に不利な判決を下した。

LC の裁判所は、土地所有及び債務に関する訴訟、子供が関係する刑事訴訟など民事の争議を処理する権限を持っている。これらの裁判所は多くの場合、村民にとって唯一利用可能な裁判所であることもあり、その権限の枠を超え、子供が関係しない刑事訴訟の審理も行ったと報告されている。LC 裁判所の判決に対しては、治安判事裁判所に控訴することが可能であるが、多くの場合、村レベルで作成された記録がなく、控訴権を知らない被告人もいた。

6 月 6 日、議会は地方レベルでの司法行政を拡張させ、既存の裁判所の裁判権、（その他の）権限、手続きを明確にし、その他の関連事項を規定した 2006 年地方自治体裁判所法を可決した。

審判手続

司法行政制度の不全及び資金不足は、訴訟に関する深刻な未処理の問題となって現れ、公正な裁判を受ける権利を制限した。すべての非軍事裁判は公開されているが、陪審員はいない。被告人は弁護士と共に出廷し、適宜彼らに相談する権利を有している。法律により、政府は死刑に相当する罪で起訴された貧しい被告人に対して弁護士を提供することを義務付けられているが、十分な法廷弁護士を確保するだけの資金的余裕はほとんどなかった。法律によって、被告人は自身に不利な証言をする目撃者を前に質問したり、自身にとって有利な証言を有する目撃者を出廷させ、同様な証拠を提示することができる。被告人とその弁護士は、政府が所有する当該訴訟に関連した証拠に触れる機会を制限された。推定無罪が存在し、被告人は上訴権を有している。

特別裁判所も存在する。労働裁判所は労使紛争を裁く。商事裁判所は商事紛争を解決する。また商事裁判所は商業における公正性を大いに向上させ、未処理となっている訴訟を減少させた。

軍事裁判所制度は多くの場合、公正な裁判を受ける権利を保証してはいなかった。被告人は法廷弁護士を付ける権利を有しているが、軍事法廷の被告側弁護士のなかには、経験が浅く、また軍の司令部により任命されている者もいた。さらに同司令部によって検察官や裁判官までもが任命されている。法律は軍法会議における上訴手続きを規定しているが、軍事法廷において言い渡された死刑を含む判決に対しては、ただ UPDF の上級幹部に訴えることしかできなかった。状況が急を要すると判断された場合には、犯罪が起こった現地

で戦地軍法会議を召集することができた。戦地軍法会議において下された有罪判決の上訴は法律で認めてられていない。高等軍法会議は UPDF 法に抵触する犯罪で起訴された一般市民を裁くことができる。

8 月 31 日、ISO の元指揮官 Henry Tumukunde 准将は軍による拘留から解放されたものの、軍の規則及び規定に違反していたために自宅軟禁となった。2005 年 Tumukunde は退役後にムセベニ大統領の政党に入るつもりはないと語っており、彼は軍からの退役を阻止させられていたと主張した。この訴訟は年末時点で係属中であった。

VCCU はこの年、加重強盗、殺人、小火器の不法所持、脱走など、さまざまな訴因を持った 679 名の容疑者を逮捕した。VCCU は、軍の資産を所持していることが判明した 139 名の一般市民の容疑者を軍法会議の裁判に委ねた。さらに同部隊は、容疑者 310 名を民事裁判に委ね、捜査によって容疑が晴れた 230 名を釈放した。

政治犯及び政治的拘留者

この年、政治犯及び政治的拘留者に関する報告があった。

反逆罪に対する死刑判決が 1995 年最高裁によって支持された Bright Gabula Africa は、自律性の高い憲法機関である特赦権に関する諮問委員会への不服申立の結果が出るまで、引き続き拘禁された。この年、Gabula Africa は国際的な人道的活動グループによる面会を受けた。

民事における司法の手続及び救済

民事問題に関する独立かつ公正な司法制度が存在する。人権侵害については、憲法で定められた裁判所の権限を有する UHRC を利用することができる。その権限の中には拘留者の釈放、被害者への賠償の支払い、その他の法的救済を命じる権限も含まれる。

f. プライバシー、家族、家庭、通信への恣意的な介入

憲法及び法律はこうした行為を禁止しており、政府は概ねこれらの禁止事項を尊重した。警察は、法律で義務付けられている捜査令状を取らないまま、個人宅やオフィスに立ち入る場合もあった。2005 年 7 月に地方自治体の職員らが女権活動家であり NGO ウガンダ性的少数派の代表である Juliet Mukasa の自宅の違法な捜査・押収を行った事件に関する進展はなかった。

反テロ法は、テロ活動を察知し予防するために通信を傍受する権限を捜査当局に与えている。この年そのような傍受の報告があった。

前年と異なり、政府が犯罪容疑者及び政治的敵対勢力のメンバーの家族を罰したという報告はなかった。

g. 国内の紛争における軍事力の過度な使用とその他の虐待

人権団体はこの年、UPDF による人権の尊重と人権侵害者の訴迫に関して顕著な改善があったと報告したが、深刻な問題、特に LDU に関する問題が依然として残った。治安部隊は LRA への協力が疑われた一般市民を拷問にかけ殺害したり、女性及び少女をレイプした。

治安部隊は、この国の北部及び東部の作戦活動中に発生する一般市民の犠牲者数を減らすために、交戦戦術を変更することもあったが、同部隊はこの年非戦闘員の子供を含む数多くの市民を死傷させた。

6月1日グル県のUPDF兵士らが Bungatira 準郡 Pabwo 教区の一般市民2名を殺害した。容疑者1名が逮捕され、年末時点で第4管区軍法会議による裁判が行われている。

8月16日にキトゥグム県のUPDFパトロール隊が、Labuje IDP キャンプの Paibwor 東区の LC 議長 Samuel Odida Opira を殺害した。8月18日ニュービジョン紙は、Opira がパトロール部隊に身元を明かさなかったので殺害されたという UPDF 北部作戦の広報担当 Chris Magezi 大尉の言葉を引用した。年末時点で新たに入手できた情報はなかった。

5月21日リラ県の Amuka LDU 民兵組織のメンバー8名が Ogwete IDP キャンプの市民12名を殺害、そのほか28名を負傷させた。UPDF は当初、市民が LRA の反逆者との戦火の最中に殺され、民兵組織は同キャンプを守ろうとしていたと話していたが、6月第4管区軍法会議は民兵のうちの5名に懲役4年の実刑判決を言い渡し、免職処分とした。LDU 派遣部隊指揮官の Benson Opio 軍曹には懲役1年の実刑判決が下った。民兵メンバーの1人は逮捕を逃れようとして殺されており、もう1人の容疑者の行方は年末時点で分からなかった。

この年、治安部隊が一般市民を LRA の反逆者と思って、誤って殺害した。1月14日グル県のUPDFパトロール部隊が Omoro 郡 Lakwatomer のハンター3名を誤って殺害した。同部隊は、ハンターたちを LRA の反逆者と間違えたと主張した。1月リラ県のUPDF兵士らが Aromo IDP キャンプの住人 Samuel Abor と Charles Odong を LRA の反逆者と間違えて殺害した。

2005年4月に Pajule IDP キャンプの女性の住人2名を殺害した容疑者たちは、年末時点で第5管区軍法会議による裁判にかけられていた。

この年、キトゥグム県の女性 IDP5 名を 2005 年 4 月に殺害した容疑者たちが、殺人罪で

有罪になるとともに軍を懲戒免職となり、年末時点で服罪していた。

UPDF は、2005 年 8 月 Ben Oketta とその妻 Donica Ajok が Olwal IDP キャンプの彼らの庭で作業をしている際に彼らを殺害した UPDF 兵士を引き続き捜索した。この兵士は同事件以降逃亡している。

2005 年 2 月の UPDF 兵士らによる農夫への拷問に関する進展はなかった。彼らは農夫をむちでたたき、睾丸をひもで引っ張った。農夫は LRA への協力者と疑われていた。

治安部隊が報告のあった女性や少女に対するレイプや性的虐待に関与していた。一部のケースでは、被害者が訴えた後に加害者が逮捕された。しかし大抵の事件が処罰を免れた。人権団体は、(事件の) 反響、地域社会における社会的な汚名、訴訟手続への不信感といった被害者の不安によって、その多くが告訴されなかったと報告している。

キトゥグム県の IDP キャンプで 2005 年 3 月に 4 名の女性をレイプしたとして逮捕、起訴された LDU 兵士 4 名は、年末時点で服罪中であった。

クミ県の 4 名の UPDF 兵士による少女 2 名に対する 2005 年 5 月のレイプ事件についての進展はなかった。

4 月 5 日アルアの高等裁判所は、2002 年に Awere IDP キャンプで UPDF 兵士たちによってレイプされたアチョリの少女 2 名におよそ 4 万 4,000 ドル (8,200 万シリング) の賠償金を認めた。

2 月 2 日、軍は北部での UPDF による人権侵害に対する措置に関する 2003～05 年の報告書を発表した。同報告書には、軍法会議が 7 名の兵士を強姦罪で裁判にかけ有罪としたことが示されている。

6 月 16 日ボイス・オブ・アメリカのラジオは、子どもと武力紛争に関する国連特別代表のラディカ・クマラスワミが「推定 5,000 人の子どもが国連安保理決議に違反する軍隊で働いている」と述べた言葉を引用した。政府は子どもへの軍入隊勧誘を否定した。

治安部隊と一部の政府関係者が、DRC 東部で活動している武装グループに物資の支援を行ったという信憑性の高い報告があった。民兵による戦闘により、何百人もの DRC 市民が亡くなった。

UPDF はこの年 LRA 戦闘員の大半を国外に追いやり、北部の治安状況が著しく改善し、何千人もの国内難民が元の家やその近くに帰れるようになった。8 月 26 日、政府と LRA は停戦に合意し、それに従って LRA は、和平交渉が続く間、南部スーダンの指定された場所に集結することに同意した。12 月 16 日、政府とこの反逆者たちは 2007 年 2 月まで

停戦を延長した。民家や学校、IDP キャンプへの攻撃を含む LRA による散発的な活動がこの年の早い時期に行われ、そうした場所の人々は死傷したり、レイプ、拉致されたりした。この年 LRA の攻撃によって子供を含む数多くの人々が亡くなり、負傷し、家や財産を破壊されたが、過去数年間よりもかなり低い水準であった。8 月以降、拉致の報告はなかった。

1 月 7 日、LRA 反逆者たちがアジュマニ県アジュマニ町の Nzaipi 地区にあるディスコにいた市民を攻撃した際、4 名の市民が殺され、その他数名の負傷者が出た。

2 月 13 日、LRA 反逆者と見られる者たちによるアパッチ県 Alito 準郡での攻撃において 6 名の市民が亡くなった。

4 月 5 日、グル県 Atiak の Okidi 教区 Opijo では LRA 反逆者と見られる者たちによってハンター 4 名が殺された。

4 月 23 日、LRA の反逆者たちがアパッチ県 Adel 教区の Amwa Teduka から市民 5 人を拉致した。

6 月 27 日、LRA の反逆者たちがアジュマニ県の Marindi 教区を襲撃した際に 3 名の人々を拉致した。

8 月 10 日、LRA の反逆者たちが食料を略奪しながらパデル県の Ngukedi 村から 2 名の人々を拉致した。捕らわれた人々の行方は依然として分かっていない。

2004 年及び 2005 年に数多くの殺害に関与した LRA 反逆者らに対する法的措置は 1 つも取られなかった。

戦争中、LRA はゲリラ兵として訓練するため何百人もの市民を拉致した。被害者のほとんどが子供や若年成人であり、LRA は彼らを作業員、兵士、衛兵、性的奴隷として扱い、事実上の奴隷状態を強要した（第 5 部参照）。

7 月 24 日、災害準備・難民担当大臣及び民兵組織アローボーイズの調整役である Musa Ecweru がウィークリー・メッセージというニュースレターのなかで、LRA による 2004 年のテソ地域への侵攻以降 2,000 人を超える同地域の子どもたちが未だに行方不明であると述べた。

カラモジャ地域で続く紛争がこの年激化した。東部準地域のカラモジョン部族内における牛泥棒の襲撃が増加し、政府による強制的な武装解除が引き続き行われた。紛争の早期警戒及び早期対応ネットワーク（CEWARN）によると、カタクイ、コティド、ブクワ、カプチョルワといった県のカラモジョン武装戦士による襲撃と UPDF による応戦の結果、

2003 年以降およそ 1,448 名（この年の推定 459 名を含む）が亡くなった。これらの戦火により戦士、市民、治安部隊に死者が生じ、複数の虐待事件が原因となって推定 2,425 人が IDP キャンプに強制移動することになった。国連世界食糧計画（WFP）によると、こうした暴力は干ばつが原因で土地を追われた状態の 50 万人のカラモジョンの食糧安全保障に影響を及ぼした。この年、政府のカラモジャに対する強制武装解除プログラムが、カラモジョン主導の解決交渉と共に引き続き行われた。UPDF と警察は、牛泥棒の逮捕と国境を越えた侵攻の阻止によって引き続き安全保障環境の改善に取り組んだ。

5 月 4 日ナカピリピリ県の UPDF 部隊が、同地域で継続中の強制的な武装解除活動のなかで「哨兵線と捜索」作戦中に戦士 4 名を殺害した。UPDF は、軍にナカピリピリでの作戦の記録はないと述べ、この事件を否定した。3 名の UPDF 兵士がこの戦火で亡くなったと報道された。

カラモジョンの戦士と UPDF の衝突により、同地域の市民が引き続き IDP キャンプに留まったりキャンプを捜し求めることになった（第 2 部 d 項参照）。過去数年と異なり、カラモジョンの IDP は政府機関や WFP などの支援機関による支援を受けたが、国際的な人道的活動団体及び人権団体はこの年これらの IDP の生活水準が悪化したと報告した。

カラモジョン族の戦士たちがこの年、市民や治安部隊を殺害した。1 月 16 日ナカピリピリ県のカラモジョンの Bakora の戦士と見られる者たちが、同県での 2 つの襲撃において牧夫 5 名を殺害し、牛 600 頭及び山羊 70 頭以上を盗んだ。年末時点でこの事件に関する進展はなかった。

3 月 11 日、ケニアのポコット族の戦士たちが国境越えた襲撃によって UPDF 兵士 6 名を含む 20 人を殺害した。この容疑者たちはウガンダ・ケニアの国境を越えて逃げ帰った。年末に政府は同容疑者らを追跡するためにケニア政府と交渉を行った。

5 月 19 日、ナカピリピリ県のカラモジョンの戦士たちが、軍車両への待ち伏せ攻撃によって UPDF の兵士 3 名を殺害し、6 名を負傷させた。年末時点でこの事件に関する進展はなかった。

7 月 21 日、カラモジョンの戦士と見られる者たちがリラ県で市民 3 名を殺害した。年末時点でこの事件に関する進展はなかった。

2005 年のポコット族戦士による市民及び警察官の殺害に関する複数の事件についての伸展はなかった。

第 2 部 市民の自由の尊重

a. 言論と報道の自由

憲法と法律は、言論と報道の自由を規定しているが、実際のところ政府はこれらの権利を制限する場合もあった。さらにメディアによる攻撃は法律によって刑事罰の対象とされており、メディアが有効に機能する能力が制限された。政府がジャーナリストに対して嫌がらせや脅迫を行うこともあった。ジャーナリストは引き続き自主規制を行った。

政府は、同政府に対して批判的な公式発言を行った政治家を拘留・尋問することによって批判を妨害しようとすることもあった。例えば、1月3日ルクンギリの警察は、FDCの女性問題担当責任者 Ingrid Turinawe が 2005 年 11 月に地方のラジオで政府にとって不利になる発言を行ったことについて彼女を尋問した。

1月5日、保守党党首 Ken Lukyamuzi は 2005 年 12 月にムセベニ大統領が再選した場合に戦争になるだろうと発言したとして CID で尋問を受けた。

2月14日カンパラの警察は、ムセベニ大統領がアチョリの人々の土地を売りたがっているとグル県 Aswa 郡選出の国会議員 Reagan Okumu が発言したとして彼を尋問した。

2004 年 2 月ウガンダ法曹評議会は、法律家が係争中の法律問題に関して公式声明を行うことを禁止する法令を支持したが、同禁止令は違反金もないため大概軽視されたままであった。

独立系メディアは概ね活発で多種多様な見解を示した。多くの民間の出版物及び放送が存在した。デイリー・モニターは、この国最大の独立系日刊紙で一貫して政府を批判した。独立系雑誌ウィークリー・オブザーバーは、政府がオブザーバーの編集者及び記者を相手取って訴訟を起こしているにもかかわらず、批判的な記事を発表し続けた。イースト・アフリカンは、この国に関する幅広い情報を提供するケニアに本拠を構える週刊誌で、政府の妨害を受けることなく引き続き巷に出回った。

国際的なメディアは、新設された政府のメディアセンターによる入念な審査を含む外国人ジャーナリストに対する新たな認証規制に直面した。国際ジャーナリストの国内移動を制限する新規制は、公布直後に撤廃された。NGO と野党の議員らは、依然として実施されている規制によって外国人ジャーナリストの認証プロセスが遅くなっていると主張した。

政府が運営する日刊紙ニュービジョンが政府に対して批判的な記事を載せることもあった。

政府は、唯一の公営ラジオ及びテレビ局を引き続き運営したが、これらの報道が独立性を有しているとは考えられなかった。政府はムセベニ大統領の再選キャンペーンに関する報道を彼の対立候補のものよりも多く提供するようにメディアを統制した。ウガンダ・ジャーナリスト安全委員会は、選挙運動期間中の 2 月 9～15 日の週のメディアが全選挙報道のうちの 43% をムセベニ大統領に、6% を野党の候補者キザ・ベシゲに割いたと発表した。

トーク番組に野党候補者を招いて政府または軍に対する批判的な発言を行った独立系のラジオ局が政府による干渉の対象となる場合もあった。3月13日、政府の放送協議会は「国民を不安定または暴力的にさせるような」番組を禁止するとして電子メディア法の1項を引用し、グルのFMラジオ局チョイスが「最低限の放送基準に違反している」と糾弾し同局を閉鎖した。3月14日チョイスFMは、同局の閉鎖に先立ち、警察及びUPDFからの脅迫行為があったとするプレスリリースを発表した。放送協議会はチョイスFMに罰金の支払いを命じ、同局は7月28日に再開した。

2004年11月、James Nsaba Buturo 情報相は、「大統領を侮辱したり、攻撃的な言葉を使用して態度を改めなかった」放送局の認可を取り消すようウガンダ放送協議会に命じた。Buturo はさらに、カンパラでの放送を要望している放送局に対して新たに認可が下りることはないだろうと発言した。2003年、放送協議会は、伝えられたところによると放送電波に過度な負担がかかったり、放送の質に悪影響を及ぼすのを防ぐという理由からFMラジオ放送局の数を制限する規制を提案した。批評家らは、こうした規制が住民の8割にとって最も重要な情報源である独立系ラジオを標的にしていると批判した。罰則金がないため実際には概ね軽視された新放送局の禁止令がこの年奥地のラジオ局に対しては解除されたが、カンパラでは依然として維持された。

この年、治安部隊が政府を批判したジャーナリストを逮捕したり、嫌がらせを行った。2月1日リラ県の警察は、北部の人たちに対してムセベニ大統領を支持する1月31日の選挙集会への参加を思いとどませようとさせる番組を放送した容疑でラジオ・ユニティに勤務するジャーナリスト4名を逮捕した。その後ジャーナリストたちは起訴されずに釈放された。

3月9日カナダのフリージャーナリスト Blake Lambert が、南アフリカへの渡航後にこの国に再入国することを拒絶された。Lambert による国際的な報道と国内ラジオでの解説は政府への批判を含んでいた。政府は入国拒否の理由を公にできなかった。

3月13日カンパラの警察は、リークされた閣僚名簿を公表したとしてタブロイド紙レッドペッパーの Arinaitwe Rugyendo と Nathan Obore を拘留した。その後この2人は起訴されずに釈放された。

3月20日、警察がムバレのオープンゲートFMを強制捜査した。その後警察はコンピューターを押収し、国会議員でFDCの上級幹部である Nathan Mafabi Nandala が 政府に対する批判的な発言を行った3月18日のトーク番組の記録を怠ったとして David Opio と Ongole Manase を逮捕した。この2名の従業員はその後保釈され、コンピューターも返却された。年末時点でのその後の進展は何もなかった。

ウガンダ・ジャーナリスト組合(UJU)はジェンダー・労働・社会開発省に承認申請して

から 10 年以上経った 7 月 13 日に、労働組合としての活動が許可される登録証明書を受け取った。登録により UJU は、仕事場でジャーナリストの権利を擁護することが可能になった。

当時の水・国土・環境大臣 Kahinda Otafire 少将が、デイリー・モニターのフォトジャーナリスト Mike Odongkara に銃を向けた 2005 年 9 月の事件に関する進展はなかった。

この年、政府はメディアの内容を規制した。6 月 8 日ムバララの軍法会議は、UPDF の士官 Noel Niwe Drago 少佐が 2 月の大統領選挙中に軍の機密情報を FDC に提供したとされる事件についてのマスコミ報道を禁止した。同日、ムバララの治安判事 Ruth Nabasa はジャーナリストが高等裁判所で写真を撮ることを禁止した。

野党党首キザ・ベシゲの裁判に関する 2005 年のマスコミ報道禁止令は継続中であるが、実際のところ同禁止令には罰則金がないため概ね軽視された。

メディア法は、ジャーナリストに対して免許を取得すること、ジャーナリズム学士またはそれと同等の知識を有するなどの一定の基準を満たすことを要求している。1994 年の法律はさらにメディア協議会に対して、新聞各紙を一時的に停止させたり、ジャーナリストの国家情報へのアクセスを拒絶する権限を与えている。

ジャーナリストの中には、政府の脅しがジャーナリズムの自己検閲をもたらすことになると指摘する者もいた。

政府は政治指導者の批判を抑圧するために名誉毀損法を利用した。1 月 24 日にカンパラの治安判事裁判所は FDC 党首の妻 Winnie Byanyima と FDC の全国財務責任者 Jack Sabiiti を誤った情報を提供したとして名誉毀損で起訴した。Byanyima と Sabiiti は、政府がベシゲを拘留しておくために最高裁判所副長官 Latecia Kikonyongo と高等裁判所の判事 Remmy Kasule におよそ 16 万 2,150 ドル（3 億シリング）を支払ったと 2005 年 12 月に主張していた。この名誉毀損の裁判は 2 月 14 日に開始され、年末時点で係属中であった。

この年政府は、国家の安全保障を理由に批判的なジャーナリストを逮捕し、新聞の内容を規制した。例えばグルの警察は、扇動的で安全保障にとっての脅威と政府が考える番組を FM ラジオ・チョイスが 2 月 28 日に放送した後の 3 月 3 日に、同局のジャーナリスト Martin Ojara Mapenduzi を逮捕した。その後このジャーナリストは釈放された。

6 月 23 日にカンパラの警察はデイリー・モニターのジャーナリスト Joachim Buwembo をセクト主義を助長したとして尋問した。

12 月 8 日デイリー・モニター紙は、司法長官 Khiddu Makubuya が発し高等裁判所の登録官によって署名された命令を受け、この国の安全保障業務の歴史を記録した一連の記事

の発表を取り止めた。高裁は、訴訟の審問が行われるまでの当面の間、同紙に対して当該連続記事の要約と非機密の資料のみの公表を許可した。訴訟は年末時点で係属中であった。

2005 年 8 月ムセベニ大統領は、報道の過程で無責任にも国家安全保障上の利益を軽視したジャーナリストを逮捕し、またこの国の安全保障を脅かすいかなる報道機関も閉鎖すると脅した。情報担当大臣 **James Buturo** は、報道が、事実としては正しい場合でも、国家の利益を守る責務を満たすものでなければならないとジャーナリストたちに告げた。

2005 年 6 月デイリー・モニターの当時の政治部担当 **Andrew Mwenda** は、ムセベニ大統領が彼の面前でバイル族のメンバーを批判した発言に対して抗議しなかったと主張した記事に関して警察による取調べを受けた。警察は、その記事が「民族の不満を生じさせる」可能性があると言ったが、当時 **Mwenda** がそれ以上の嫌疑をかけられることはなかった。2005 年 8 月放送協議会は、スーダンの副大統領ジョン・ガランが亡くなったヘリコプター墜落事故への政府及び大統領の対応を批判する発言を **KFM** のトーク番組の司会者でもある **Mwenda** が行った後に、**KFM** ラジオ局が電子メディア法の国家安全保障規定に違反しているという理由で同局を閉鎖した。その後 **Mwenda** は逮捕され、保釈されるまでの数日間拘留された。同協議会はその後、同局を再開させたが、**Mwenda** のトーク番組のプロデューサー **Angelo Izama** を解雇するよう命じた。後に **Mwenda** はこの国を離れ、**Izama** が司会者の 1 人としてこのトーク番組を引き継いだ。**Mwenda** は治安判事裁判所において扇動及びセクト主義助長に関する 15 の訴因で起訴された。後者の訴因は 2005 年のデイリー・モニターの記事に関するものであった。**Mwenda** の弁護士は、罪状の根拠となっている 2 つの法律が憲法に抵触していると述べ、憲法裁判所に上訴するために執行停止を申請した。**Mwenda** は依然として国外におり、年末時点で引き続き公判を待っていた。

セクト性を持った記事内容を公開したとして独立系ウィークリー・オブザーバー紙の編集長及び社内記者に対して 2005 年 12 月に起こされた訴訟は、年末時点において、憲法裁判所に上訴された **Mwenda** 訴訟の結果が出るまで中断することになった。2005 年 12 月の記事は、ムセベニ大統領と大統領を輩出したバヒマ族出身の軍将官らの小グループが野党党首キザ・ベンゲを引き続き拘留させようと共謀してきたと **FDC** 党員が考えていると報じた。

ウィークリー・オブザーバーの編集者とジャーナリスト 2 名に対する 2005 年の訴訟は、和解合意に達した。**UPDF** は、軍における「幽霊兵士」の存在に関する情報公開がこの国の安全保障にとって不利益となると考えたためその差し止め請求を行っており、追加記事の公表が全く行われないことで合意した。

インターネットの自由

個人及び集団が、電子メールなどのインターネットを介して意見を平和的に表現することは概ね可能であったが、政府がアクセスを制限する場合もあった。2 月 13 日、政府はウガ

ンダ・テレコムに対して反政府的なゴシップを公表したウェブサイト radiokatwe.com へのアクセスを禁止するよう命じた。NGO 及び反政府派の人々は、そうした動きがインターネットの自由に対する弾圧を示していると主張した。

この年インターネットへのアクセスが増加した。しかし国民の大半にとっては、設備や加入料が高価でユーザー教育も不足していたためにアクセスが依然制限されたままであった。国民のおよそ 5% がネットを月に 1 回利用しており、2005 年 9 月に官民連携の取り組みが開始されてからはこの国の 80 県のうちの 56 の県がインターネット可能な設備を有することになった。

学問の自由と文化的なイベント

学問の自由についての政府による規制は全くなかったが、政府はこの年文化的なイベントの検閲を行った。

5 月にメディア協議会は「異常な性行動、同性愛及び売春」を助長させるという理由で同協議会が 2005 年 2 月に上演を禁止した演劇「ヴァギナ・モノローグス」についてのドキュメンタリーの上映を中止させた。次の日、内閣もこの禁止令を支持した。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

法律は無登録の政治団体及び政党による集会の自由を規制している。法的に活動する権限を与えられたグループは集会を開く際に許可を取る必要はなかったが、そうした集会に先立って警察に届け出をすることが義務付けられた。警察はこの年、集会を開く許可を与えず、強制的にデモを解散させた。暴徒によるリンチを阻止しようとした警察の試みによって死者が出た。例えば 7 月 4 日にルウェロ県の警察が、殺人容疑者をリンチしようとして Wobulenzi 交番を襲った暴徒を追い払おうとした際に、住民 1 名を殺害、その他数名を負傷させた。年末までに逮捕は行われなかった。

8 月 7 日、アパッチ県の特殊警察の巡査 Benson Atwai は、魔術使用の罪に問われた男に対してリンチしようとした群衆を追い払おうとする中で、Jimmy Opio を殺害した。年末までに逮捕は行われなかった。

この年、警察は学生のデモ参加者を強制的に解散させた。例えば、11 月 7 日にカンパラの警察は、11 月 4 日に始まったマケレレ大学の講師たちのストライキ中に 45 名の学生を逮捕した。11 月 8 日、この学生たちは違法な暴動に参加した罪で起訴されたが、11 月 10 日に全員保釈された。この裁判は年末時点で係属中である（第 6 部 b 項参照）。7 月 25 日にパデル県の警察が、学生によるデモを解散させようとした際に Pajule 高等専門学校の生徒

3 名に発砲し、負傷させた。年末までに捜査の報告はなかった。

2005 年のデモ参加者に対する強制解散の中で、抗議者らを負傷させてしまった警察に対する措置は何も取られなかった。2005 年 3、6、11 月に不法集会罪で起訴されたデモ参加者の裁判は年末時点で係属中であった。

2005 年 11 月のベシゲ訴訟に関連したデモの禁止令は引き続き有効であった。

2005 年 7 月に裁判所は、マサカ県 Kyotera での不法集会開催の罪に問われていた「終身大統領に対する民衆の抵抗」の活動家 17 名に対する訴訟を取り下げた。

結社の自由

憲法は結社の自由を定めており、また前年と異なっており、政府は概ね同権利を尊重した。

4 月 7 日、議会は NGO 登録（改正）法を可決した。同法は、宗教団体を含む NGO に対して受託者法人設立法または会社法に基づいた登録を行わない限り、年 1 回の認可登録の更新を義務付けている。NGO には、この改正法によって彼らの運営機能が事実上妨げられるという懸念が生じた。

c. 宗教の自由

憲法及び法律では、宗教の自由が定められており、いくつかの小さな規制はあるものの政府は概ね同権利を尊重した。法律は、宗教団体および外国人宣教師の政府への登録を義務付けており、登録をしない場合は刑法違反となる。

報告によると治安及び騒音防止という理由から、福音教会の夜間の祈祷会に対する禁止令が、この年いくつかの県の住宅地域で引き続き実施された。

8 月 1 日にカンパラの最高裁判所は、マケレレ大学の週末授業の禁止を求めたセブンスデー・アドベンチスト教会信者による 2005 年 3 月に申し立てられた上訴を棄却した。7 名の裁判官団は、同大学の方針が「合理的かつ公正でバランスの取れた」ものであると判決した。

この年、宗教の団体、指導者または各信者に対する政府または政府職員による暴力の報告はなかった。

前年と異なり、地方自治体が治安を理由に宗教団体の活動を規制する何らかの新しい措置を取ったという報告はなかった。国の政策に規制は盛り込まれなかった。

政府は、2000年にカヌングで1000名以上の市民を殺害した疑いが依然あるとして世界最終警告メッセージ教会の登録許可をこれまでと同様に出さなかった。政府が合法的な宗教組織ではないという理由でその他の自称宗教団体の登録を許可しなかったという報告がいくつかあった。過去数年間「カルト教団」の疑いがあるとして警察にその活動を停止させられていたいくつかの宗教団体は、年末時点で依然として活動休止中であった。

前年と異なり、宗教が動機付けとなった逮捕の報告はなかった。

2月25日、2004年3月に2人の宣教師を殺害したとして起訴された6名の被疑者が脱獄、逃亡した。

2004年に反逆罪で逮捕されたイスラム教指導者2名とその他の被疑者5名は有罪となり、年末時点で刑務所に服役していた。

イスラム教徒は、地方自治体及び中央政府の権限のある地位に就いているが、イスラム教指導者の中には役職に就いている同教徒の数が全人口に占める彼らの割合を反映していないと主張するものもいた。ムセベニ大統領は、2005年には3名のイスラム教徒の閣僚6名を任命したのに対して、この年は彼の内閣において6名のイスラム教徒の閣僚を任命した。

2004年に宗教従事者の殺傷及び拉致に関与したLRA反逆者に対する措置は取られなかった。

社会的虐待と差別

この年、社会における宗教間の関係は概ね友好的であった。しかし、どちらも福音主義キリスト教である団体が相手側の魔術の使用を非難したという報告があった。

ユダヤ人社会はこの国の人口の1%未満である。反ユダヤ法の報告はなかった。

より詳細な議論については、**信仰の自由に関する2006年国際報告書**を参照のこと。

d. 国内での移動、外国旅行、移住、本国帰還に関する自由

憲法及び法律はこれらの権利を定めているが、実際のところ政府がこれらを制限する場合もあった。既婚女性がパスポート申請の際に子どもの分も自身のパスポートに併記しようとする場合、夫の同意書が必要となる。政府職員が野党党員の渡航を阻止したという報告があった。4月22日にカンパラの警察は、治安問題を理由にキザ・ベシゲがカンパラのOwino市場を訪れることを禁止した。ベシゲは、反逆罪に問われている間、外国に渡航す

るためには裁判所に承認申請することを義務付けられた。

国外退去が法律によって認められているか、それとも禁止されているかに関する情報はなかった。ただし政府はこの年、国外退去命令を出さなかった。

国内避難民（IDP）

LRA とカラモジョンの戦士たちが引き続き行った攻撃によって、多くのアチョリ族及びテソ族が自宅を追われ、中心市街地や IDP キャンプ、UPDF 及び LDU が保護する村に移らなければならなくなった（第 1 部 g 項参照）。国連人道問題調整部によると、こうした暴力の結果、150 万人以上が IDP として登録した。年末時点で被害を受けた北部の県ごとの IDP の数は、アムルが 36 万 8,238 人、グルが 32 万 232 人、キトゥグムが 30 万 5,525 人、パデルが 41 万 5,164 人、リラが 18 万 4,374 人、アパッチ及びオヤムが 12 万 8,190 人となった。この年、推定 2,425 名のカラモジョンが強制的な武装解除に関連した UPDF とカラモジョンとの衝突の結果、強制移動させられた。WFP によると、これとは別に 50 万人のカラモジョンが、干ばつのため強制移動させられた。

UPDF の兵士らが女性や少女をレイプしたという報告があり、また治安部隊がキャンプで LRA の協力者と疑われる者を拘留し虐待した（第 1 部 g 項参照）。11 月、国連人権高等弁務官は、進行中の強制武装作戦における UPDF によるカラモジョンのレイプを含むカラモジャでの非人道的かつ下劣な扱いに関する事件を公表した。

政府は年末までに IDP の移動に関して明確に見解を示すことがなかったが、実際のところ IDP の移動は制限された。過去数年間、治安部隊は IDP に対して移動の自由を厳しく制限し、多くのキャンプで夜間外出禁止令を敷いた。政府の報道官らは移動の自由の保護に対する政府の献身ぶりを語り、北部の治安状況が改善するにつれて IDP の移動についての過去のいくつかの規制を緩和した。

この年、LRA は IDP キャンプへの攻撃中に人々を死傷させた（第 1 部 g 項参照）。北部では治安部隊が、市民を保護し LRA への支援を断つ手段として IDP キャンプの UPDF 派遣部隊維持の方針を継続した。

この年、カラモジョン戦士によるパデル及びキトゥグム県の IDP への攻撃の報告があった。

政府と国内及び国際的な人道的活動組織が北部にあるおよそ 230 の IDP キャンプへの支援を行ったが、健康及び生活環境は依然として不安定であった。UNICEF の 6 月 2 日の報告書は、北部での治安が改善したにもかかわらず、大抵の IDP、特に女性と子どもは教育、基礎的な医療、安全な水、保護、避難所を利用できていないと述べた。しかし北部各県の治安状況がこの年改善するにしたがって、IDP は次第に耕作や狩猟を行ったり、薪や水を得るためにキャンプの外に出て活動するようになった（第 1 部 g 項参照）。この年、

政府は帰還者を支援する計画を承認し、国連難民高等弁務官（UNHCR）及びその他の国際組織と協力して IDP が彼らの地元地域に帰れるための準備をした。リラ県では IDP が数多く地元地域に帰還した。その他の北部の県では、政府による治安の保障が得られれば帰還するだろうと IDP らは述べた。

過去数年と異なり、カラモジョンの IDP は WFP を含む政府や人道的支援組織による支援を受けたが、国際的な人道的支援組織及び人権団体はこの年これらの IDP の生活水準が悪化したと報告した（第 1 部 g 項参照）。

難民の保護

法律は国連の 1951 年の難民の地位に関する条約及び 1967 年の同議定書の定義に基づいた亡命または難民の資格認定を定めている。3 月 23 日に議会は、この国が難民の権利と義務に関する国際的な法律及び条約に従うことになる難民法案を可決した。5 月 24 日、大統領は同法案を承認した。実際面では、政府がルフールマン（迫害が心配される国への人々の帰還）に対する保護を行った。政府は難民資格または亡命の認定を行った。この国の難民約 21 万 5,328 人のうちのおよそ 8 割が南部スーダン出身者であり、DRC、ルワンダ、ブルンジ、ソマリア、その他の国々から来た難民もいた。

政府は、1951 年の条約及び 1967 年の議定書に基づく難民として認定されない可能性がある人々を一時的に保護し、近隣諸国からやって来た人々に一時的な再定住先となる土地も提供した。

政府は UNHCR やその他の人道的活動組織と概ね協力し、難民及び亡命希望者を支援した。政府当局による難民の虐待または差別に関する報告はなかった。3 月のこの国とスーダン、UNHCR による三者協定の調印に続いて、UNHCR は南部スーダンへのスーダン難民の小規模な帰還の推進を開始した。12 月までに、護送を推進したことにより 5,300 人以上のスーダン人が南部スーダンに安全に帰還し、またこれとは別に 1 万 6,400 人が自発的に帰還した。政府は、三者協定に基づいて要請された帰還を支援しており、現段階で帰還する準備が出来ていない難民にはこの国に留まることを許可するという公式声明を行った。

第 3 部 政治的権利の尊重：政府を交代させる国民の権利

憲法及び法律は国民に政府を交代させる権利を与えているが、与党による政府支配と憲法及び法令のいくつかの制限規定によって、国民による同権利の行使は事実上制限された。

選挙と政治参加

2 月 23 日、この国はムセベニ大統領による 1986 年の政権掌握以来初めてとなる複数政党制に基づく総選挙を行った。2005 年 7 月の国民投票は、国政における複数政党制の採択

とその後の選挙及び国政における野党の参加をもたらした。選挙は概ね民意を反映したものとなったが、深刻な不正が発生した。与党 NRM の候補者ムセベニ大統領は、得票率 59.26% となり、勝利が宣言され、また大統領の任期制限の撤廃を目的とした物議を醸した改正案が 2005 年 6 月に可決されたことを受けて 3 期目の任期を与えられた。選挙管理委員会の公式の数値によると、野党党首キザ・ベシゲは得票率 37.39% で、残りの候補者らはそれぞれ 2% 未満の得票率であった。

3 月 7 日にベシゲは、選挙結果に異議を申し立てるため選挙申立書を提出した。4 月 6 日最高裁判所は、深刻な不正が発生したもののそれが選挙戦の結果に実質的な影響を与えなかったと裁定し、この申立を偏狭にも棄却した。同判決は、不正の中に、有権者の選挙権剥奪（特に有権者名簿からの名前の削除に関するもの）、集計の問題、贈収賄、脅迫、暴力事件、複数投票、一部地域での票の水増しなどがあったことを認めた。英連邦の選挙監視員の派遣団を含む国際社会は概ねこれらの調査結果に同意した。

選挙期間中、警察には 450 件の暴力事件が記録された。2 月 15 日に UPDF の Ramadhan Magara 中尉は、ベシゲがメンゴのブガンダ王国を訪れた際に彼を見ようと集まった群衆に向け発砲し、2 名を殺害、その他数名を負傷させた。Mangara は逮捕され、その裁判は年末時点で係属中であった。

2005 年 6 月に議会によって承認された 11 の新しい県の議席数を含む議会選挙は、309 議席のうち、NRM が 205 議席、FDC が 37 議席、ウガンダ正義フォーラム (JEEMA) が 9 議席、無所属が 37 議席などといった結果となった。

議会選挙後には、100 を越える選挙への異議申立が提出された。容疑には、贈収賄、脅迫、暴力事件、複数投票、票の水増しなどがあった。高等裁判所は 6 件の選挙結果を無効とし、この年のうちに問題の議席に対する補欠選挙の日程を決めた。同裁判所はこの年その他 20 を越える訴状を棄却した。残りの訴訟は年末時点で同裁判所において係属中であった。

2005 年 10 月に FDC 党首キザ・ベシゲは自主的な亡命から帰国し、同党の大統領候補として選出された。2005 年 11 月、警察はベシゲとその他 22 名の FDC 党員を反乱グループ PRA を組織した反逆罪で逮捕、起訴した。この 23 名の被疑者はさらに UPDF の軍法会議によりテロ及び小火器の不法所持の罪で起訴された（第 1 部 d 項参照）。

7 月 11 日に Kahinda Otafiire 地方自治相は、地方自治体に勤務している公務員に対して彼らの政治的な所属を公表した場合には解雇することもあると述べ、そうしないよう警告した。これが、FDC の党員が雇用に関して差別されているという野党国会議員の不満に対する彼の回答であった。

与党 NRM は、定期的に集会を開き、政治活動を行い、2003 年には国民抵抗運動機構を登録し、この与党政治団体はほぼ制限なく活動を行った。NRM が政権の座に就いた 1986

年に存在していた政党を含むおよそ 33 の政党がその活動を許可された。

この年、野党は活発であった。6 月 19 日に野党第一党は 21 名の影の内閣を任命した。この年、NRM 党は複数政党の協力についての議論に 6 つの主要な政党を 2 度招待した。その会合にはボイコットした FDC と JEEMA を除く招待されたすべての政党が出席した。

国会議員 333 名のうち女性は 99 名であった。ムセベニ政権の 66 名の閣僚のうち女性の大臣は 7 名、副大臣は 7 名であった。女性活動家らは、その数が内閣において義務付けられている女性の代表率 40%を満たしていないことに懸念を抱いた。副議長と最高裁判所副長官は女性であった。また政府監察官と CID のトップも女性であった。

議会には少数派の議員が 105 名いた。法律は、特定利益団体のために用意した議席（女性に 80 議席、組合労働者に 5 議席、障害者に 5 議席、若者に 5 議席、UPDF 最高司令部が選定しムセベニ大統領が任命する軍関係者に 10 議席）を選挙人団を通じて選出するように義務付けている。

政府の汚職と透明性

汚職は引き続き大問題であったが、前年と異なり、政府は違反者を取り調べ、訴追する措置を取った。法律は政府関係者及び彼らの家族による財産の申告を義務付けており、政府はこの年同法を執行した。7 月 18 日に議会に提出された監査報告書には、議会議事堂、大統領官邸、防衛・外務・財務・厚生各省の公務員による「無謀、軽率、浪費、怠慢」についてのいくつか事例の言及があった。報告によると議会議事堂は、幾人かの職員によるホテルでの宿泊、移動、外国渡航のための費用の立て替え分およそ 9 万 7,800 ドル（1 億 8,100 万シリング）の計上を怠った。

7 月 6 日、カンパラの警察は旅券局代理職員 Chris Ongyero と入国管理官 Edith Manyire を逮捕し、その後職権濫用と不品行で起訴された。検察は、被疑者らがコンゴ人の反逆者や麻薬密売人と疑われる者たちにパスポートやビザを発行したと主張した。8 月 17 日に被疑者らは保釈され、その裁判は年末時点で係属中であった。

8 月 26 日にムセベニ大統領は、Richard Oscar Okumu Wengi 裁判官を甚だしい違法行為、汚職、裁判所文書の偽造、不品行、偏った判断といった容疑で停職処分にした。大統領は Wengi の嫌疑の対象となった振る舞いを捜査するために 5 名の裁判官による裁判の場を設けた。同裁判の捜査は年末時点で開始されていなかった。

8 月 30 日の大統領への報告書によると、政府監察官が国民身分証明書の調達費数十億シリングに伴う問題を担当している大臣 2 名を拘束した。同報告書の調査結果は、情報・通信技術相 Ham Mulira と地域協力担当大臣 Isaac Musumba が入札法に抵触したことを示した。同報告書は両大臣を起訴するよう勧告した。2 月 1 日に政府はこの契約発注における

汚職疑惑に関するプロジェクトを延期した。年末までにその後の進展はなかった。

9月のウガンダ・イスラム教最高会議（UMSC）の土地調査は、イスラム教法学者 Sheikh Shaban Ramadhan Mubajje と彼の代理人 Sheikh Twaib Mukuye を同会議の業務に関する不正処理で免職すべきであると勧告した。この調査により、Mubajje が執行部に無断で UMSC の土地の譲渡を承認したことが判明した。同調査は UMSC 副議長 Hassan Basajabalaba と UMSC 書記長 Idris Kasenene の免職も勧告した。

2005 年 8 月に世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、調査により資金の深刻な不正管理の証拠が発覚したことを受け、2 億 100 万ドル（3,620 億シリング）相当のこの国への助成金を凍結した。政府は資金を管理していた職員全員を停職処分にし、この事件を調査するための独立調査委員会を設置した。同委員会は 2005 年 9 月に活動を開始した。5 月 30 日に発表された報告書によると、同委員会は、高官たちが資金の不正管理に関与したと述べ、さらなる調査及び訴追を勧告した。

同委員会の報告書発表後の 9 月 12 日にスポーツ全国協議会の 2 名の関係者が、CID の重大犯罪部に出頭し、詐欺、偽造、説明責任における不誠実さによって起訴された。事務局長補佐 Nicholas Muramagi と秘書の Timothy Magala の被疑者たちは、HIV／エイズ啓発プログラム向けの資金提供を受けるために登録されていない 2 つのスポーツ組織用の虚偽の申請書を提出した疑いが持たれた。これらの NGO は、およそ 1 万 5,700 ドル（2,900 万シリング）を受け取ったが、計上しなかった。被疑者らは保釈され、9 月 18 日に CID への報告を命じられた。

この年、人員不足の部隊を維持し、いわゆる「幽霊兵士」に成りすましてその給与を着服した容疑を持たれている軍当局者に関する 2003 年の軍法会議が引き続き行われた。3 名の被疑者は証拠不十分で無罪となった。7 月 5 日に軍法会議は、財務損失の発生、詐欺による金銭授受、職権濫用で起訴されていた Stephen Kashaka 准将を無罪とした。7 月 28 日に同法廷は同罪で起訴されていた元 UPDF 人事・総務責任者の Mark Kodili 大佐を無罪とした。8 月 24 日に同法廷は Henry Tumukunde 准将も無罪としたが、彼は軍の規則及び規定に違反したとして自宅軟禁されたままであった（第 1 部 d 項参照）。

法律は市民による政府情報へのアクセスを規定しており、政府も実際そうしたアクセスを提供した。4 月 20 日に 2005 年情報アクセス法が施行された。同法は市民に対して政府省庁、法定法人、その他の政府機関の情報及び記録にアクセスする権利を与えている。さらにそれは、公的な記録にアクセスすることを拒絶された人々に同問題を裁判に持ち込む権限を与えている。

第 4 部 国際及び非政府の機関による人権侵害容疑の調査に対する政府の姿勢

いくつかの国内及び国際的な人権団体は、概ね政府による規制もなく（第 2 部 b 項参照）、

人権問題を調査し、その結果を公表する活動を行った。政府関係者は概ね彼らの見解を受け入れた。国内で活動中の独立系の団体とは、FHRI、人権フォーカス、人権ネットワーク、マケレレ大学人権・平和センター、国際人権連合、正義と平和委員会、ウガンダ・ジャーナリスト安全委員会、ウガンダ囚人救済財団、ウガンダ女性弁護士協会などであった。政府関係者は、NGO が主催する社会問題についての会議やセミナーに引き続き参加し、NGO と協力して法律および刑務所の改革を行った。

2003 年に汚職を最小限に抑えるために政府が NGO に行動規範を要求したことを踏まえ、国務大臣 Matia Kasaija は 9 月 20 日に品質保証認可機構を発足させており、同機構は汚職との闘いを含む NGO 活動のための最低基準を導入した。

政府は、ICRC、UNHCR、さらにはアムネスティ・インターナショナル、HRW、国際正義ミッションなどのいくつかの国際人権 NGO による訪問を許可した。この年、ICRC は刑務所、警察署、軍の拘置施設を引き続き訪問した。2005 年 9 月に ICRC は、その後 3 年間の ICRC の訪問が可能となる政府との新たな協定に調印した。

1 月 12 日に UNOHCHR は、北部の人権保護の仕組みを強化するための政府との協力協定に調印した。8 月、アフリカ連合人権委員会の関係者が人権侵害の疑惑を調査するためにこの国を訪れた。

コントロール・アームズ・キャンペーンによって作成され国連安全保障理事会に提出された 3 月 16 日の報告書は、この国が何の罰も受けることなく引き続き国連の武器禁輸に組織的に違反し、同地域の人権侵害を煽っていると非難した。国連安保理の調査団による 2005 年 1 月の報告書は、政府が、DRC のイトゥリを拠点とする民兵組織コンゴ人民武装勢力に対して地雷を含む武器を流し軍事支援を行ったことにより、国連が課している DRC における武器の禁輸に違反していることを示した。政府は同報告書の主張を否定した。

法律は、UHRC を準司法的な権限を持つ常設の独立機関と定めている。大統領が UHRC の委員 8 名を任命する。法律に基づいて UHRC は、記録の提出命令、抑留者の解放命令、虐待に関する賠償金の支払い命令を行う場合がある。UHRC 裁判所は、この年いくつかの訴訟で、政府に対する申立を立証した原告への賠償を認めた（第 1 部 c 項及び第 1 部 d 項参照）。UHRC は、政府及び軍の高官を含む人権侵害の容疑者を引き続き追跡し、全国各地に支部を持った。UHRC は、受理したすべての告訴を調査するだけの十分な資金を持っていなかった。

この年、カンパラにある UHRC 告訴・捜査部は、拷問に関連する 246 件を含む 1,141 件の告訴を受理した。UHRC 裁判所は、虐待容疑の 54 件を新たに受理した。前年からのものを含む 184 件は同裁判所による審問が係属中であった。拷問訴訟では 25 件の損害賠償請求が認められ、7 件は棄却、1 件が調停により解決した。

人権は、法務・議会問題に関する議会委員会が担当している。同委員会が政策関連の諸問題、法案、UHRCに関する予算を取り扱っている。

2005 年 12 月に国際司法裁判所は、1998 年 8 月から 2003 年 6 月までの政府による DRC での武装闘争が、武力の侵略的な使用に対する国際的な禁止、国際的な人権、国際人道法に抵触するという判決を下した。同判決は政府に対して DRC への賠償金の支払いを命じる決定をした。政府は年末までに裁判所の勧告に対するいかなる措置も取らなかった。

第 5 部 差別、社会的虐待、人身売買

法律は人種、性別、障害、言語、社会的地位に基づく差別を禁じているが、女性、子ども、障害者、特定の民族に対する差別が地域的または文化的に容認されたという面で、政府は同法を執行しなかった。北部地域で続く不安定な状況は、住民のかなりの部分を占めるアチョリ族及びランゴ族の一部の者の権利を侵害する結果となった。大部分が実はアチョリ族である LRA の反逆者が、最も深刻な人権侵害を招いた。

女性

レイプや家庭内暴力などの女性に対する暴力が依然として頻繁に発生した。ジョンズ・ホプキンス大学の 2003 年の研究では、調査対象となった農村部に暮らす女性のうち 3 人に 1 人がパートナーからの言葉による又は肉体的な脅しを受け、55%が家庭内暴力により身体的な傷を負っていることが示された。法律は、暴行、殴打、レイプを禁止しているが、配偶者による虐待から女性を特に保護する法律はなかった。多くの捜査当局者は依然として妻に対する暴力的な罰を夫の特権と見なしており、家庭内暴力の事例にほとんど介入しなかった。女性は、夫に対してレイプまたは暴行罪で告訴するよりも離婚訴訟を起こす可能性の方が依然として高かった。

家庭内暴力に関する報告がこの年増加した。8 月 8 日にグルの警察は、家庭内暴力が 2005 年に全部で 512 件報告されたのに対して、この年は 1 月から 8 月までに 450 件報告されたと伝えた。マサカの児童・家族保護課は、1 月以降 31 件の家庭内暴力の報告があった（2005 年は 58 件）と伝えた。

HRW の 2003 年の報告書は、既婚女性が結婚生活中に複数のパートナーまたは妻を持つ夫からセックスを強要された結果、HIV／エイズに感染しやすくなっていると結論付けた。この HRW の報告書は、女性が虐待関係の中で HIV／エイズ感染から自らを守る権利にとって障害となる社会的及び法的な事柄を多数特定した。

5 月 4 日、家庭内暴力防止センターは家庭内暴力の諸問題に対する国民の関心を高めるために国民啓発週間を開始した。

レイプは違法である。この年、政府はレイプ容疑者を逮捕、起訴し、彼らに有罪を宣告したが、捜査されていない事件が一部にあるという報告があった。治安部隊による北部の IDP に対するレイプ事件は依然として深刻な問題であった（第 1 部 g 項参照）。女性及び少女が引き続き反乱軍による拉致及びレイプの犠牲となった。北部の IDP キャンプの性的及びジェンダーに基づく暴力についての UNICEF の 2005 年 6 月の研究によると、2004 年グル県の警察には 469 件の報告があった。同研究は、ジェンダーに基づく暴力の最も一般的な形がレイプ、子どもへの性的虐待、身体的暴行であることを示した。10 代の少女と若年女性がジェンダーに基づく暴力の最も一般的な犠牲者であった。

法律は、婚資が新婦の親たちに向けた払い戻し不可能な贈り物でなければならないとしている。2003 年に市民社会団体から婚資廃止の提言があったが、議会によって承認された憲法の改正案に廃止の規定は含まれなかった。

地方のカプチョルワ県に住むサビニー族と北東部のケニアとの国境沿いに暮らすポコット族が行っている FGM を禁止する国内法はない。しかし 1 月以降、カプチョルワ及びブクウォ県 の 16 の準郡で FGM の実践を違法とする条例が可決された。政府、女性団体、国際機関は教育を通じてこの慣行を失くすためのプログラムを引き続き行った。これらのプログラムは、地方の指導者から何らかの支援を受けており、伝統的な権威を持つ人たちとの密接な協力関係と仲間同士のカウンセリングを重視した。

売春は違法であるが、頻繁に行われた。この年、児童売春を含む売春の発生に関しての入手可能な信憑性の高い統計はなかった。

この年、女性及び少女の人身売買についての報告があった（第 5 部人身売買を参照）。

セクシャル・ハラスメントは法律で禁止されているが、日常化した問題となっており、政府は同法を事実上執行しなかった。3 月 28 日に議会は、雇用における強制労働・差別・セクシャルハラスメントの禁止を含む労働の基本的な雇用条件を定めた 2005 年雇用法案を可決した。8 月 17 日ソロティ県の第 3 管区軍法会議は、8 月の合同軍事訓練課程中に外国人女性兵士 5 名にセクハラを行ったとして UPDF の 2 等准尉 Hassan Abacha に 6 ヶ月の実刑判決と降格処分を言い渡した。

女性に対する伝統的かつ広範囲に及ぶ社会的な差別が、特に農村部で依然として存在した。多くの慣習法は、採用、結婚、離婚、相続の分野で女性を差別している。多くの地域に根ざした慣習法に従えば、女性は財産を所有または相続したり、子どもの親権を保持することが不可能である。既婚女性がその子どもと外国に旅行する法的資格には制約が存在した（第 2 部 d 項参照）。

多くの地域の伝統的な離婚法は、不貞の証明に関して男性よりも女性に対して厳しい証拠基準を満たすことを義務付けている。一夫多妻は慣習法及びイスラム法の下で合法である。

一部の民族では男性が、亡くなった兄弟の寡婦を「相続する」ことができる。女性は農作業のほとんどを行ったが、所有している農地はたった 7%だった。2005 年 5 月の世界銀行の報告書は、無給労働者全体の 8 割が女性であると推計した。民間部門の雇用者は多くの場合、女性に出産休暇に与える法規定を適用しなかった。

この国には活動中の女権団体がいくつかある。3 月 13 日に女権団体「ウガンダ女性のための法律と権利擁護」が、未亡人が夫の財産を相続することに対して制約を課している法律に異議を唱えようと憲法裁判所に申立を行った。10 月 17 日に憲法裁判所は、2005 年 9 月に同団体によって提出された姦通罪に関する別の申立と同様にこの申立についての審問を行った。この裁判は年末時点で係属中であった。

4 月 4 日に地域開発促進機構とアクションエイドが公表した報告書によると、ネビ県の 3 つの準郡の女性の 87.8%が正規の教育を受けたことが全くなく、社会における自らの権利を認識していなかった。

国際危機グループの 6 月の報告書は、女性が多くの場合、和平合意や紛争の解決プロセスから締め出され、安全保障の分野で過小評価されたと述べている。

政府は数多くの NGO と協力し、女性の権利についての関心を高めるための会議及び訓練プログラムを国内の至るところで主催した。

子ども

政府は児童福祉の向上に対する献身ぶりを示し、教育が国家予算のなかで最も大きな部分を受け取った。しかし政府は、人口に占める子どもの割合が大きく（人口の 56%が 18 歳未満）、司法及び文化的規範に関する人材及び財務にも制約があったため、子どもの幅広い保護の骨子となる児童法を事実上執行しなかった。法律は、親の責任を明記し、財政的な支援、児童養護施設の設置、養子縁組、親子鑑定、罪を犯した子どもへの対処などを含む多種多様な分野における子どもの幅広い保護を定めている。また法律は、子どもがその健康、教育、精神的・肉体的・道徳的な発育を損なうような活動に参加することを禁じているが、政府は多くの場合これらの禁止令を執行しなかった。

政府の初等教育完全普及（UPE）プログラムは 7 学年制の無料教育を提供しているが、教育は義務化されていなかった。UPE プログラムは教育を経済的により利用しやすいものにしたが、親たちは依然として学用品及び一部の学校経費を支払わなければならなかった。UPE は教育のための資金調達を増やし、教師向けの技能向上訓練を提供し、教科書 1 冊当たりの生徒数を減少させた。逼迫した財政、汚職、不安定、インフラ問題、不十分な教員養成が完全な形での実施を妨げた。滞りなく給料を支払ってもらえた教師はまれで、政府による給料の支払いが遅れたときには仕事に出てこない教師も多かった。6 月に議会は、月額約 70 ドル（13 万シリング）から約 108 ドル（20 万シリング）への教師の給与増額

を政府に要求した。

UNICEFによると、この国の小学校の就学率は男女ともに 79%で、名目上、低学年では平等な教育の機会を与えられたが、各家庭では教育に関する決定を行う際に伝統的に男子を優遇するため高学年の女子の割合は依然として低かった。さらに男子は小学校を卒業する率がより高く、中等学校への入学試験の成績もよりよかった。政府は女子の教育に関する全国的な計画を推進するためにいくつかのプログラムを引き続き行った。10月12日に政府は中等教育完全普及を開始した。

政府は全国的な医療プログラムを通じて補助金付きの医療を提供し、男子と女子が平等に利用した。しかし診療施設は総合医療または総合治療を提供するだけの十分な資源を持っていなかった。

児童虐待、特に「汚れ」として知られる少女のレイプ及びその他の性的虐待が依然として深刻な問題であった。汚れは同意の有無及び加害者の年齢に関係なく 18 歳未満の少女との婚外性交渉のすべての事例に適用された。汚れは最高刑が死刑であるが、実際に汚れの訴訟では多くの場合、少女の両親に慰謝料を支払うことで決着した。汚れの加害者は多くの場合、家族や隣人、教師であった。2005 年に実施された 1,400 人の子どもに対するセーブ・ザ・チルドレンの調査から、少女の 46%が性的虐待を受け、20%がレイプされたことが判明した。1 月以降、警察にはカセセで 97 件、カユンガで 46 件、グルで 42 件、ソロティで 34 件の事件が記録された。8 月 28 日に CID の北部地域担当者は、1 月以降 989 名の少女がリラ、キトゥグム、グル、アパッチ、パデル各県の IDP キャンプで汚れを受けたと発表した。

3 月 24 日にムコノの裁判所は、2005 年 9 月に 7 歳の生徒に対して汚れを行った罪で裁かれていた小学校教師 Paddy Katongole の裁判を高等裁判所に委ねた。同訴訟は年末時点で係属中であった。

小学校教師たちによる汚れに関する 2004、2005 年の訴訟についての進展はなかった。

児童虐待に関する報告があった。8 月 3 日にルウェロ県の裁判所は、生徒 Beatrice Achieng に対し身体的な危害を加えたとして Katikamu セブンスデー・アドベンティスト中等学校の教師 Frederick Mbazira を起訴した。7 月 29 日に Mbazira は、Achieng と他の生徒が地理の宿題をきちんとやってこなかったことに対して彼女を殴り麻痺を負わせた。この裁判は年末時点で係属中であった。

8 月 3 日にアルア県の当局は、教師のあるグループが無差別に生徒を殴り、生徒の内の 5 名が重篤な状態で地域の中核病院に搬送されたことを受け、マンデラ総合中等学校を閉鎖した。教師たちに対する処分が行われたという報告はなかった。

8月7日に教育省は学校及び大学における体罰を禁止した。

生贄の儀式に子どもが利用されたという報告があった。8月16日、カンパラ県の裁判所は2歳の男の子を生贄として殺害する目的で誘拐したとして伝統医と主婦を起訴した。被疑者らはLuzira刑務所に再拘留され、その裁判は年末時点で係属中である。8月8日にカンパラ周辺の学校の生徒たちが、人身供犠事件の増加に対して議会に陳情を行い、そうした犯罪を抑止するための厳しい法律を整備するよう政府に要請した。

FGMがサビニー及びポコット族の少女に対して行われた（第5部女性を参照）。

結婚の法定年齢は18歳であるが、特に農村部では親によって決められた少女の結婚が一般的であった。7月16日にクミ県の健康教育者は、同県の少女の6割が早婚のために12歳から15歳までの間に退学したと報告した。

児童売春及び人身売買が問題となった（第5部人身売買を参照）。

法律では18歳未満の兵役は禁じられているが、18歳未満の者が時に地元の役人と結託して軍や地元の民兵組織に入隊したという報告があった。6月16日に子どもと武力紛争に関する国連特別代表は、推定5,000人の子どもがこの国の軍隊に勤めていると発表した。UPDFは、積極的に子どもの兵士を募集したことはないとしているが、中にはごまかしたり、見落としによって入隊した者もいるかもしれないと述べた。

UPDFがLRAの子どもの元戦闘員数名を受け入れがたいほど長期間拘禁し、場合によって諜報及び偵察の任務に利用した可能性があるという報告も依然としてあった。

児童就労が問題となった（第6部d項参照）。

UNICEFによると、LRAは2002年以降およそ1万2,000人の子どもを拉致し、この年も子どもの拉致を引き続き行った。LRAは、子どもたちに作業員、兵士、衛兵、性的奴隷といった事実上の奴隷的身分を強制した。拉致された子どもたちは、殴られたり、レイプされたり、へとへとになるまで行進をさせられたりすることに加え、逃亡を試みたほかの子どもへの殺害に加わることを強要された。LRAに捕らえられた者たちの85%以上が、LRAによって拉致され反逆者として戦うことを強要された子どもたちで構成されており、ほとんどのLRA反逆者は11～16歳であった。

この年、UPDFはLRAによる監禁から114名の子どもたちを救出した。UPDFの児童保護部隊は軍の施設に到着するとすぐに帰還した拉致被害者への治療を行った。さらに同部隊は、子ども及びその家族への支援や相談を行っているNGOの施設に拉致被害者たちを送り届けた。政府も、北部のNGOと緊密に協力して恩赦を求める者向けの支援プログラムを推進し、子どもたちを救出したが、これらのプログラムは主として寄付による資金で

賄われた。

北部の治安が改善したことにより、LRA による拉致を避けるために紛争地域や IDP キャンプから中心市街地に毎晩通っていた「夜の通学者」として知られる子どもたちの数が著しく減少した。UNICEF は、12 月時点で 2,700 人の通学者がキトゥグム及びグルで避難場所を探していると発表した。2005 年にはおよそ 3 万 5,000 人の夜の通学者が常態化していた。UNICEF の 6 月の研究は、地域特有の貧困や家庭内暴力など LRA の活動以外の理由により通学している者が依然としていることを示した。この年政府は、NGO と協力してテント式の寄宿舎やその他の仮設の建物に暮らすこうした子どもたちのためにシェルターを建設した。しかし一方では学校、教会、病院のバルコニーの下や敷地で寝る子どもたちもいた。環境は苛酷なものから十分整ったものまでさまざまであった。住むところがなくなった少女の多くが売春にかかわることになったという信憑性の高い報告があった。

1 月に UNICEF は、戦争が始まって以来、住民の移動を含む紛争及び不安定によって 200 万人の子どもが孤児になり、HIV／エイズによって全国で 94 万人の子どもが孤児になったと発表した。政府は HIV／エイズに感染したり北部の紛争で被害を受けた子どもたちを支援するためのプログラムをサポートした。

人身売買

法律は、人身売買を明確に禁止していないが、人身売買に関係する犯罪を禁止している。外国からこの国に、この国から外国に、また国内で売買された人々の報告があった。人身売買の規模について入手可能な統計はなかった。売春目的の女性の周旋あるいは性的な意図を持った監禁の場合の最高刑は 7 年の懲役である。奴隷売買の最高刑は 10 年の懲役である。

国家警察は、人身売買関連の犯罪捜査を担当しており、地方の警察に女性及び子どもの権利について教える児童・家族保護課も有している。UPDF は北部で人身売買を行っている LRA 戦闘員の逮捕、武装解除、殲滅を担当している。

さらに大人及び子どもが労働、商業的な性的搾取、犯罪活動のために国内で売買された。人身売買は主に国内で発生した。LRA は子どもたちを拉致して兵士、性的奴隷及び運搬人にした。またタクシードライバー、ホテルやバーの経営者を含む自由業者が商業的な性的人身売買を行った。子どもはさらにパキスタンやアラブ首長国連邦へと売られていった。

国内の人身売買の被害者は危険な労働環境にさらされており、商業的な性の被害者は身体的虐待と性感染症の危険性にさらされた。都市中心部の商業的な性的人身売買の被害者は多くの場合小さな農村の出身者であった。

この年、政府は人身売買の容疑者を逮捕した。刑法は強制労働などいくつかの人身売買関

連の犯罪に対する刑罰を規定しており、人身売買事件の多くがこれらの法律に従って起訴された。子どもの汚れ事件の政府による告発の中には、子どもの売買に関連した件数不定の事件も含まれた。

12月19日にカンパラの警察は、パキスタン国籍の **Rauff Razick Mohammed** がスリランカの男性 5 人を彼らの意思に反して拘束していたところを発見し、彼を逮捕した。12月20日にカンパラの裁判所は **Mohammed** とその共犯者 2 名を違法な監禁と恐喝による金銭要求の罪で起訴した。**Mohammed** は人身売買の罪を認め、国外退去命令を出された。

7月20日に政府は、カタクイ県の牛市場での少女売買疑惑について捜査するための委員会を立ち上げた。

7月、カタクイ県の警察は人身売買の容疑者を逮捕し、少女 4 名を救出した。

7月にカバレ県の警察は、この国からルワンダに逃亡しようとしている最中に **Katuna** の国境検問所で人身売買に関与した疑いでインド国籍の 2 人とウガンダ人共犯者らを逮捕した。

12月の警察の報告書によると、1月以降の子どもの拉致及び失踪事件は185件記録された。そのうち 42 名の子どもが救出され、4 名が子どもを生贄にする儀式のなかで殺され、139 名が行方不明であった。この報告書は全国の大半の県から上がってきた事件に基づいたものであった。

政府は軍及び民間の機関を通じて、LRA の人身売買と戦う取り組みを引き続き行った。政府は、LRA の脅威を根絶するために、2002 年には「鉄拳作戦」を開始し、また元反逆者への恩赦付与も引き続き行い、教育給付金や職業訓練を伴った再定住策を提供した。政府は UPDF 及び LDU が駐屯して防衛するキャンプも設営しており、拉致の阻止に役立ってきた（第 1 部 b 項及び第 2 部 d 項参照）。

2005 年 3 月、政府は人身売買と闘う国内の作業部会への参加を開始した。同作業部会は、新たな人身売買禁止法を起草する取り組みへの支援、人身売買を防ぐための NGO 活動の調整、被害者支援、人身売買に係る犯罪の先鞭的な告発を行うイニシアチブの監視を付託された。この年、活動の報告はなかった。

障害者

法律は雇用、教育、または国家によるその他のサービス提供における差別から障害者を守ることを定めているが、政府は同法を事実上執行しなかった。社会による幅広い差別が存在し、雇用者が障害者の雇用及び教育の機会を制限した。建物が障害者にとって利用しやすいものでなければならぬといった要件は法律で規定されていなかった。法律は、障害

のある子どもに対して必要な特殊施設の提供を義務付けているが、資金不足によりこの規定の執行が妨げられた。

3月27日にウガンダ全国聴覚障害者協会（UNAD）は、UBC テレビがニュース速報中の手話放送の提供を怠ったと抗議した。UNAD は、UBC テレビやその他の公的な場所（裁判所、病院、学校など）に手話通訳者がいないことは人権の侵害に当たると述べた。UNAD によると、聴覚障害者はこの国の障害者 250 万人のうちの 3 割を占めている。

議会では 5 議席が障害者を代表する人々のために用意された。障害者の権利保護を担当する政府機関には、障害者省及びジェンダー・労働・社会開発省（MGLSD）があるが、両省とも重要なイニシアチブに着手したりそれを支援するための十分な資金を欠いていた。

国籍・人種・民族の少数派

北部及び東部の内戦は、主にアパッチ、アルア、グル、キトゥグム、リラ、パデル及びソロティ県に暮らすアチョリ、ランギ及びテソ族の人々の権利侵害をもたらした。主にアチョリ族である LRA の反逆者たちが、アチョリ族及びその他の民族に対して虐待を行ってきたが、UPDF が行った作戦と進行中の和平交渉により前年と比べてその攻撃は減少した。LRA はアチョリ及びその他の民族の殺害及び誘拐に特に関与した（第 1 部 g 項参照）。この年 UPDF は LRA に対する戦闘活動中にアチョリ族に対する虐待を行った。

CEWARN が行った研究によると、この年に激化したカラモジャ地域の継続中の紛争と北東部のカタクイ、コティド及びカプチョルワ県のカラモジョン武装戦士による同一部族への攻撃により、およそ 459 名が亡くなった。この攻撃により北東部の民族的緊張が悪化したと報告された（第 1 部 g 項参照）。

その他の社会的な虐待及び差別

同性愛者は幅広い差別と法的な規制に直面した。「自然の摂理に反した肉欲的行為」を終身刑とする法規定に従って、同性愛者が性行為に及ぶことは法律違反である。

8月8日にタブロイド紙レッドペッパーは、同性愛者と疑われる男性 45 名のファーストネームと職業のリストを公表した。HRW はこのタブロイド紙がリストの公表を決定したことを非難し、政府に対して同性愛者や性的権利活動家への嫌がらせ及び非難を止めるよう要請した。この記事の発行後に逮捕が行われたという未確認の報告があった。

8月14日にカンパラの裁判所は、2005年9月に Kyebando の 16 歳の生徒 Michael Mukiibi と「肉欲的な性行為」をした罪で David Kaloke を起訴した。Kaloke は保釈され、その訴訟は年末時点で係属中であった。

2005 年 7 月に議会は、憲法第 31 条を改正し、同性結婚を禁止した。

HIV／エイズ感染者は、地元の地域社会や雇用者による差別に引き続き直面した。7 月 17 日、この国の HRW の HIV／エイズプログラムの責任者は HIV／エイズに感染している人々に対する虐待を止めるよう呼びかけた。この NGO は、Vivian Kavuma の例を挙げた。彼女は、自身が HIV／エイズ患者であると打ち明けた後の 6 月に恋人によって殺されたと報告されている。年末までにこの事件に関する逮捕は行われなかった。

国際的及び地元の NGO が、政府と協力し、HIV／エイズの偏見を取り除くことを目的とした国民の意識向上キャンペーンを主催した。HIV／エイズの相談及び検査は全国の医療センター及び地元の NGO で無料で受けられた。カウンセラーは患者にパートナーや家族と一緒に検査を受けることを勧めたが、それはこうした人々全員が HIV／エイズと共に生きることについての情報を得られるようにするためであった。HIV／エイズ感染者は地元の地域社会の意識を高めるための支援団体を組織した。

第 6 部 労働者の権利

a. 結社の権利

法律は、労働者に対して、事前の承認や過度な要件を要することなく、自由に労働組合を組織しこれに参加することを認めており、警察、軍及び管理職級の役人などの「不可欠な」多くの公務員を除く労働者が実際にこうした権利を行使した。3 月には、労働者の権利に関連する労働法を大幅に改善した雇用法、労働安全衛生法案、労働組合法案、労働争議法案の労働改革 4 法案が可決された。労働組合法により、全従業員の 51%以上が労働組合の形成を支持すること、さらに最低でも 1,000 名の従業員がこれに参加することを義務付けていた 1976 年労働組合令は撤廃された。さらに同法は、雇用者が労働者の結社の権利に干渉することを禁じており、雇用者による同権利の妨害を刑事犯罪としている。しかし、政府は概ねこの規定を実際に執行することがなかった。例えば、水産業の雇用者が労働者の労働組合への加入を禁止しても罰せられなかった。

2005 年に組合関係者は、35 万人の労働者が組合に加入しており、これは就労年齢者の約 5%にあたと推計した。政府は、新たに民営化された企業及び工場の組合に加入するという一部の被雇用者の権利の遵守を徹底しなかった。

UJU は、MGLSD に承認申請してから 10 年以上経った後の 7 月 13 日に、労働組合として活動することが認められる登録証明書を受け取った。

新法は雇用者による反労組的な差別を禁じているが、ホテル及び織物部門での事件が未調査のままであるという報告があった。水産業のいくつかの民間企業がこの年、労働者に対して組合形成の取り組みに参加しないよう説得したという報告もあった。

b. 団結権及び団体交渉権

法律は、労働組合が干渉を受けずにその活動を行うことを認めており、団体交渉権を与えているが、実際のところ政府はこれらの権利を保護しなかった。登録済みの労働組合と労働協約を結ぶための法定要件を無視する雇用者もいた。

医療従事者及び教師を含む公務員の労働組合は全て、給与と雇用期間についての交渉を許可されていなかった。政府が全公務員の雇用条件を定めた。ジンジャのスティール・ローリング社の労働者は雇用条件交渉を許可されなかった。

3 月 28 日に議会は、労働争議の迅速な解決を提供し、労働裁判所を高等裁判所の地位に押し上げる労働争議（調停及び和解）法案を可決した。

法律はストライキ権を与えており、労働者は同権利を行使したが、政府が常に同権利を保護したわけではなかった。政府の政策は、「ストライキ行動に出る前に労使紛争を調停するためのあらゆる努力」をするよう経営者と労働者に求めた。

11 月 4 日にマケレレ大学の講師による低賃金反対ストライキが始まり、11 月 12 日にはそれが原因となって大学が閉鎖された。11 月 20 日にマケレレ大学職員組合（MUASA）の総会はスト解除を可決した。MUASA と政府の賃金交渉は年末時点で継続中であった（第 2 部 b 項参照）。

輸出加工区は 1 つも存在しなかった。

c. 強制的または義務的労働の禁止

雇用法には、子どもによるものを含む強制的または義務的労働の禁止規定が存在するが、そうした慣行が行われたという報告があった（第 5 部及び第 6 部 d 項参照）。

法律は、囚人労働を明確に禁止していないが、囚人労働者が「私人、企業または団体に雇われたり、それらの思い通りになる」場合には、当該労働が強制されたものになると規定している。UHRC は、強制労働がこの年地方自治体の刑務所の深刻な問題であったと報告した（第 1 部 c 項参照）。刑務所の関係者が受刑者を雇い民間農場及び建設現場で働かせており、そこで受刑者は多くの場合酷使された。全国の刑務所関係者が、刑務所の敷地で受刑者が育てた作物を日常的にお金に換えてわずかな給料の足しにした。男性受刑者が苛酷な肉体労働をさせられる一方で、女性の受刑者は編みかご細工などのお金になる手工芸品を作った。未成年の受刑者は多くの場合 1 日 12 時間の肉体労働をさせられた。対価が支払われることもあったが、ほとんどの場合極めて小額であった。法律の規定によると、強制労働をさせたことが判明した者は罰金刑か、2 年以下の懲役、あるいはその両方を科さ

れることになる。

この年、子どもによる強制労働が行われた（第 6 部 d 項参照）。

d. 児童就労の禁止と雇用最低年齢

法律は雇用者による 18 歳未満の労働者の雇用を禁止しているが、労働省が出した省令は子どもの教育の妨げとならないという条件で「軽労働」に関して 14 歳未満の子どもの雇用を認めている。12 歳未満の子どもはいかなる企業または職場に雇用されることも禁止されており、全ての子どもが午後 7 時から午前 7 時まで間の雇用を禁じられている。それにもかかわらず児童就労が特に非公式部門で横行した。人口の半分以上が 18 歳未満であるという人口的特徴が児童就労の問題に拍車をかけた。多くの子どもが、家計を賄う手助けをしたり、不在のまたは体の弱い親に代わって仕事をするために学校を中退し、農業や家庭内の労働に就いたのであり、これが全国の一般的な状況であった（第 5 部参照）。この問題は、数が膨れ上がった孤児の間で特に深刻であった。2005 年に発表された国際労働機関（ILO）と MGLSD の合同調査は、およそ 270 万人の子どもが労働者として雇用されていると推計した。

都市部では、子どもたちが路上で小さな品物を売ったり、店で働いたり、金銭を請いだり、商業的な性産業にかかわったりした（第 5 部参照）。子どもたちはお茶の収穫部門、サトウキビ畑、石切場でも雇用された。MGLSD は、国境での密輸など不法行為に関与した子どもたちを含む児童就労の最悪の形態に関する新たな事件を報告した。

法律では子どもの強制及び奴隷労働が禁止されているが、資金不足により政府はこの禁止令を事実上執行することが出来なかった。UPDF が元 LRA の子ども兵士を偵察及び諜報任務に利用したという報告があった（第 5 部参照）。

LRA はしばしば拉致した子どもを衛兵、作業員、兵士、性的奴隷として扱い、事実上の奴隷状態を強要した（第 5 部参照）。

児童就労及び虐待の問題を担当する全国レベルの機関には、全国児童協議会、警察の児童・家族保護課、労働裁判所、MGLSD などがあるが、財政的制約がそれらの取り組みを限定的なものにした。2005 年 6 月に MGLSD は、最悪の形態の児童就労を行っている子どもとその他のターゲットとする集団に対して社会奉仕を拡大した「孤児及び傷つきやすい子どものための政策」を打ち出した。政府も、MGLSD、教育・スポーツ省、地方自治省、ウガンダ雇用者連盟、全国労働組合機構、NGO、ジャーナリスト及び学識者の代表者から成る児童就労に関する全国運営委員会を通じて児童就労を止めさせる取り組みを一元化した。2004 年に MGLSD は、全国 16 の県で初回及び追跡調査を合わせて 1,505 回の労働査察を行った。それ以来、査察は全く行われなかった。県の担当者は、査察を十分に行えない主な理由として輸送態勢や財政に関する支援不足を挙げた。

政府は、国民に児童就労問題を理解してもらうために児童就労啓発ワークショップを多数開催し、情報資料を配布し、ラジオ及びテレビでの討論を主催した。さらに政府は、子どもの教育及び地域社会への復帰を含む児童就労と闘うためのいくつかのイニシアチブにおいて ILO、外国政府及び NGO と協力した。いくつかの人権 NGO は危険な労働環境から子どもたちが抜け出せるようにするプログラムを引き続き実施した。

e. 労働の許容条件

雇用法には「労働条件に関係する法的規定の執行と労働者が仕事に従事している間に彼らの保護を保証する」ための県の労働監督官に関する条項が含まれているが、財政的な制約もあり、この年査察は実施されなかった。

法定最低賃金は、1984 年に設定された 1 ヶ月当たり 3.50 ドル（6,000 シリング）であるが、これは労働者や家族にまともな生活水準を提供するものではなく、事実上執行されることもなかった。政府と民間部門は 2003 年に新たな基準値の交渉を行ったが、最低賃金に関するいかなる法案も年末までに可決することはなかった。

労働者を時給で雇っている産業では、1 週間の平均的な労働時間が 40 時間であった。新法によると、週間労働時間の法定上限は 48 時間であるが、雇用者と被雇用者の間で例外を設けることも可能である。法律は、1 週間の労働が 48 時間を超えた被雇用者に対して最低でも普段の 5 割増の時給を、公休日には 2 倍の時給を支払うように規定している。さらに法律は、労働時間が 1 日 10 時間、1 週間で 56 時間を超えてはならないと規定しているが、3 週間にわたる平均時間が 1 日 10 時間、1 週間で 56 時間を超えていない場合には被雇用者が 1 日 10 時間を超える労働をすることも可能である。被雇用者は 8 時間の勤務シフトごとに 30 分の休憩を与えられている。勤続 4 ヶ月ごとに被雇用者は年間 7 日の有給休暇を与えられる。多くの産業が、労働者の給与を割増しすることで、超過労働を避けるとともに児童就労に関する禁止令を巧みに回避した。

労働安全衛生法案は、労働者の安全と衛生に関する雇用者の一般的な責務・義務・責任に焦点を合わせている。労働者災害補償法は、仕事で生じた傷害やその他の危害に対して被雇用者の月給に基づいた補償を提供する。これまで何年もの間、女性は出産休暇として 6 週間を与えられていたが、現在の雇用法では出産休暇として最低 60 勤務日と夫の育児休暇 4 日が認められている。

MGLSD の労働衛生局は労働安全規則の執行を担当した。実際のところは、主として車両と査察の移動にかけられる資金が不足していたため、査察はめったに行われなかった。この年いくつかの建設プロジェクトで死亡事故があった。新法は、労働者に対して彼らの雇用が危うくなることなく健康及び安全を脅かす状況を取り除く権利を与えており、過去数年と違って危険な仕事を断った労働者が解雇されるという事例は報告されなかった。特定

の危険な産業の強力な労働組合がこうした労働者の一部を保護した。